

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	21	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	大学設置認可に係る事務・権限の移譲				
提案団体	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

大学設置認可の基準に地域貢献等の項目を追加するとともに、広域連合区域内に設置する大学に関する認可権限の移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【基本的な考え方】

大学の設置認可に当たっては、地方創生の観点から地域への貢献などについて基準に追加するとともに、広域連合の構成府県域内に設置する大学(サテライト校、連携大学院などを含む。)に関する設置認可の権限を広域連合に移譲すること。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による設置認可に当たって広域連合の意見を聴くしくみを設けること。

【制度改正の必要性】

地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著しく少なく、地域のニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生のすべての進学希望に応えられないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。

東京一極集中を是正するため、首都圏の大学への学生の集中を緩和するとともに、地方創生の時代に即したまちづくりや人材育成、雇用創出等への地方大学の貢献を進めるためには、地方大学の新規設置・充実が不可欠である。

地域への貢献等の項目が設置認可の基準に追加される場合には、地域の実情に精通した広域連合が設置認可の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。

【支障事例】

認可申請に当たっては事前相談を行うこととされているが、国が指定する限られた日程の相談となるため、希望する日に相談できないなど、本申請に至るまで長期間を要する事例がある。

根拠法令等

学校教育法第4条、第95条

私立学校法第4条、第8条

大学設置基準

各府省からの第1次回答

○設置認可制度は、大学等を設置する前に教育課程、教員組織及び施設設備などについて、大学設置基準等の法令に適合しているか大学設置・学校法人審議会が審査をし、当該審査の結果を踏まえて文部科学大臣が認可するものである。公私立大学の設置・廃止等について文部科学大臣が認可権者とされている目的は、大学として普遍的に求められる最低限の要件である大学設置基準を満たしているか否かの審査について、地域によって異なる運用がなされることのないよう一元的に審査するとともに、国全体の立場から、その数、規模、配置等について妥当な状態を確保し、我が国の大学の社会的・国際的な通用性を担保することにある。そのため、広域連合が公私立大学の設置認可をする場合、前述のような目的を達成できるとは考えにくい。

なお、前述のとおり、大学設置基準はすべての大学に求められる最低限の要件であり、各大学はそれぞれの特色を活かし、地域貢献を目指すもの、世界的な研究拠点を目指すものなど自主的・自律的に判断していくことが望ましいことから、地域貢献を認可の基準とすることはなじまない。

○支障事例にある認可申請をする前の相談は、あくまでも大学の求めによって行われるものであり、義務ではない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

文部科学大臣が認可権者とされている目的が、一元的な審査、国全体の立場からの数・規模・配置等の妥当な状態の確保、大学の社会的・国際的な通用性の担保とされているが、国による統一性を確保する審査基準の設定があれば、広域連合においても認可事務は可能であり、当該目的が阻害されるものではない。文部科学省の大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会の報告（平成25年2月4日）において、大学は、人材の育成と、世界的な研究成果やイノベーションの創出などにより社会の発展を推進する重要な役割を担っていると同時に、地域貢献に積極的に取り組むことも大学の重要な役割として期待されている、と記述されているように、地域貢献が幅広く大学に期待される役割の一つであると考えられるため、審査基準に盛り込まれることは適当である。

事前の相談は義務ではないが、実際は多くの申請予定者に利用されており、事前相談の結果により認可事項か届出事項かの判断などが示されるなど、実質的に事前相談と本申請が一体として運用されているものと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

手挙げ方式による検討を求める。

各府省からの第2次回答

【設置認可権限】

グローバル化の進展に伴い、国際的な競争が激化する中で、我が国の大学が国際的に通用する「学位」を授与する機関としてふさわしい「質」を有していることについて、国が責任を持つことが必要である。大学の質保証の一端を担う設置認可制度は、大学として普遍的に求められる最低限の要件である大学設置基準を満たしているか否かの審査を行うことを旨としており、当該設置基準には、定量的なものだけでなく、教育理念・目的の達成のために必要な科目が開設され体系的に教育課程が編成されているか、担当科目を教育する適格性を備えた教員が配置されているかなど一律に決めることができない定性的なものも設けられている。こうした定性的な基準の審査では、高度の専門的な知識・経験に基づく判断が求められるとともに、地域によって異なる運用がなされることのないよう厳正・公平な審査を行うことが、大学の質保証にとって重要であることから、大学設置・学校法人審議会において一元的に審査が行われている。このため、設置認可権限を移譲することは困難である。

【地域貢献の基準】

各大学はそれぞれの特色を活かし、地域貢献を目指すものとするか、世界的な研究拠点を目指すものとするかは自主的な判断の下、決しているが、どのような特色を活かそうとも大学である以上は社会の発展に貢献（社会貢献）することが求められる。審査対象となる大学が地域貢献を標榜する場合の審査は、現在も、こうした「社会貢献」の観点から「地域貢献」について審査が行われている。なお御指摘のとおり、「大学設置認可の在り方の見直しに関する検討会」の報告を踏まえ、大学が社会の要請に応え、安定的、継続的な運営が確保できるよう、学生確保の見通しや社会的人材需要等を十分に考慮することを「大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の設置等に係る認可の基準」に明確化するとともに、大学を新設する場合の実際の審査においては、自治体に対し大学に期待することや地域にとっての意義、大学との連携への意識等に関する意見聴取を実施しているところ。

【事前相談】

学部等の設置の手続きが、認可を要するものか、届出によって設置が可能なのかは、大学において授与する「学位の分野」に変更がないか否かによって決まる。「学位の分野」の判断は専門的見地から行う必要があることから、「事前相談」として大学設置・学校法人審議会に諮るものである。現在、大学に対してできる限り多くの「事前相談」の機会を設けるため、年5回の受付期間を設けている。なお、当該期間内であれば、「事前相談」の受付を拒否することはない。大学においては、計画的な手続きをお願いしたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

4【文部科学省】

(1)学校教育法(昭22 法26)

大学の設置の認可(4条)については、大学の地域に対する社会貢献の観点から、申請者に対し、大学設置予定地の地方公共団体や連携を進める予定の地方公共団体など可能な限り複数の地方公共団体の意見を聴取するよう依頼し、当該認可に際し、大学設置・学校法人審議会において、それらの地方公共団体から意見聴取を行うこととともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	22	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	地方大学の設置・充実を図るための事務・権限の移譲				
提案団体	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

地方大学の新規設置・拡充がなされる場合における補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【基本的な考え方】

地方大学の新規設置・充実がなされる場合には私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセンティブを盛り込んだ制度を構築した上で、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たって広域連合の意見を聞くしくみを設けることを求める。

【制度改正の必要性】

地方においては、地方公共団体等との連携によるまちづくりへの参画や、地域産業のニーズを踏まえた人材育成、地元企業との共同研究に基づく新事業による雇用の創出など、地元大学に対する多様なニーズが存在する。しかしながら、地方に設置されている大学数は首都圏と比較して著しく少なく、地域が求めるニーズに十分対応することが困難である。また、地元大学のみで地元高校卒業生のすべての進学希望に応えることができないため、多くの高校卒業生が首都圏の大学に進学している。

地方大学の新規設置・充実には、私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しによるインセンティブの付与が効果的であるため、これらの制度化が求められる。補助金制度に地方大学の新規設置・充実に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。

大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではないか、という意見も聴いている。

根拠法令等

私立大学等経常費補助金交付要綱 等

各府省からの第1次回答

私立大学等経常費補助金の配分については、私立学校振興助成法や交付要綱等に基づき、国及び日本私立学校振興・共済事業団が、大学の立地(都市部か、地方か、被災地か)などの個別の実情に応じて、または大都市圏への学生集中の緩和などの政策目的に応じて、全国的な観点からのきめ細やかな実態分析とそれに基づく配分を行っており、引き続き国及び私学事業団において一元的に行う必要がある。なお、私立学校振興助成法第10条において国又は地方公共団体は学校法人に対し補助金を支出することができるとされており、現行法令下においても、地方公共団体において、地域のニーズにあった私立大学等への補助金の創設は妨げられておらず、地方大学の新規設置・充実のための財政的支援は可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

私立大学等経常費補助金の配分について、大学の立地などの個別の事情や、大都市圏への学生の集中の緩和などの政策目的に応じて、全国的な観点からのきめ細やかな実態分析とそれに基づく配分を引き続き国等が行う必要があると、第1次回答にあるが、国による全国的な観点からの配分の方針や基準の設定があれば、その方針・基準のもと、区域内の事情に精通した広域連合が補助金交付事務を効果的に実施することは可能であると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

手挙げ方式による検討を求める。

各府省からの第2次回答

第一次回答を踏まえた関西広域連合からの見解では「区域内の事情に精通した広域連合が補助金交付事務を効果的に実施することは可能」とあるが、大都市圏への学生集中緩和などの政策目的に応じて、全国的な観点から当該区域内外それぞれの実情に応じた判断等が必要となるため、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団で一元的に配分する必要がある。なお、私立学校振興助成法第10条において国又は地方公共団体は学校法人に対し補助金を支出することができるとされているため、新型交付金等を活用することによって、地方大学の新規設置・充実のための財政的支援は可能である。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

4【文部科学省】

(2)私立大学等経常費補助金

私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等経常費補助金の加算等を行う私立大学等改革総合支援事業(タイプ2)については、平成28年度分以降の採択に当たって、申請する大学等を通じて地方公共団体からの意見を聴取する機会を設けるとともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	23	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	地方大学における留学生対策の充実のための事務・権限の移譲				
提案団体	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

地方大学による外国人留学生の増加のための取組に対する補助金の補助条件の見直しを行うとともに、補助金交付事務の移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【基本的な考え方】

地方大学における外国人留学生数の増加のための取組に対してもインセンティブ効果が生じるよう私立大学等経常費補助金の補助条件の見直しを実施したうえで、広域連合に同補助金交付の事務・権限を移譲することを求める。これらの事務権限の移譲が実現するまでの間は、国による交付決定等に当たって広域連合の意見を聴くしきみを設けること。

【制度改正の必要性】

国では「留学生30万人計画」により外国人留学生の受入れを推進しているが、地方大学に多くの外国人留学生を受け入れることは、大学の国際化の進展にとどまらず、地域との交流による地域活性化や地域の国際化なども期待でき、地方創生にも資することとなる。

補助金制度に外国人留学生の受入れ数増加に対するインセンティブが盛り込まれる場合には、地域の実情に精通した広域連合が補助金交付の主体となることにより、的確な制度の運用ができるため、地方大学(外国人留学生)の地域貢献による地域創生の推進が可能となる。

大学関係者からは、補助金交付の事務・権限が地方に移譲されることにより、大学の地域貢献等に対する地方独自の支援策実施の契機となることが期待できるため、メリットがあるのではないか、という意見も聴いている。

根拠法令等

私立大学等経常費補助金交付要綱 等

各府省からの第1次回答

私立大学等経常費補助金の配分については、私立学校振興助成法や交付要綱等に基づき、国及び日本私立学校振興・共済事業団が、大学の立地(都市部か、地方か、被災地か)などの個別の実情に応じて、全国的な観点からのきめ細やかな実態分析とそれに基づく配分を行っており、引き続き国及び私学事業団において一元的に行う必要がある。

なお、私立学校振興助成法第10条において国又は地方公共団体は学校法人に対し補助金を支出することができるとしており、現行法令下においても、地方公共団体において、地域のニーズにあった私立大学等への補助金の創設は妨げられておらず、留学生の増加のための財政的支援は可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

私立大学等経常費補助金の配分について、大学の立地などの個別の事情に応じて、全国的な観点からのきめ細やかな実態分析とそれに基づく配分を引き続き国等が行う必要があると、第1次回答にあるが、国による全国的な観点からの配分の方針や基準の設定があれば、その方針・基準のもと、区域内の事情に精通した広域連合が補助金交付事務を効果的に実施することは可能であると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

手挙げ方式による検討を求める。

各府省からの第2次回答

第一次回答を踏まえた関西広域連合からの見解では「区域内の事情に精通した広域連合が補助金交付事務を効果的に実施することは可能」とあるが、大都市圏への学生集中緩和などの政策目的に応じて、全国的な観点から当該区域内外それぞれの実情に応じた判断等が必要となるため、文部科学省及び日本私立学校振興・共済事業団で一元的に配分する必要がある。

なお、私立学校振興助成法第10条において国又は地方公共団体は学校法人に対し補助金を支出することができるとされているため、新型交付金等を活用することによって、地方大学の新規設置・充実のための財政的支援は可能である。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

[再掲]

4【文部科学省】

(2)私立大学等経常費補助金

私立大学等と地域との連携を積極的に評価し、私立大学等経常費補助金の加算等を行う私立大学等改革総合支援事業(タイプ2)については、平成28年度分以降の採択に当たって、申請する大学等を通じて地方公共団体からの意見を聴取する機会を設けるとともに、地方公共団体が意見を述べる機会があることを、地方公共団体に平成27年度中に周知する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

重点事項通番：4

管理番号	246	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	地方公共団体が管理・運営を行う大学附属学校の公立大学法人への移管				
提案団体	兵庫県、新潟県、鳥取県、徳島県、関西広域連合				
制度の所管・関係府省	総務省、文部科学省				

求める措置の具体的内容

地方公共団体が設置・運営する大学附属学校について、当該地方公共団体が設立する公立大学法人に移管することが可能となるよう、学校教育法及び地方独立行政法人法を改正すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の経緯・事情変更】

これまで公立大学と大学附属学校は一体の教育研究組織として、長期的な視野のもと、大学が求める実践的能力を持つ人材の育成や研究に努めてきた。しかし、現行法上、公立大学法人は、当分の間大学及び高等専門学校以外の学校を設置できないと規定されたため、大学附属学校の管理・運営ができなくなっている。

なお、地方独立行政法人制度の改革にかかる諸課題を検討する総務省の「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」においても、公立大学法人における附属学校の設置が取り上げられている。

【支障事例等】

兵庫県立大学は、中学・高校と大学を一貫した期間として捉え、特別推薦入試の実施やSPRING-8など近隣の研究施設と連携した教育プログラムを開発し、高い学習効果を得てきた。しかし公立大学法人になり、附属学校に対する大学の権限が及ばなくなつたため、主体的に教育プログラムの検討等ができず、教員からもモチベーションが低下したとの声がある。

また、新潟県では、大学教職員の兼務による直接的な学校(幼稚園)の管理執行ができなくなったため、園の管理執行面における課題や大学運営に関する情報が双方に共有されにくく、長期的な視野で両者のニーズを統合しながら目標と計画を立た上で、「保育」と「大学教育」を進めることが困難となっている。

【効果・必要性】

公立大学法人による運営により、一体的な教育研究組織としての効率的な運営が可能となるほか、学長の裁量のもと、大学の人的・物的資源を有効活用することで、地域の特性やニーズを生かした教育が可能となる。

根拠法令等

学校教育法 第2条、附則第5条
地方独立行政法人法 第21条、第70条

各府省からの第1次回答

附属学校(義務教育を含む)における教育を、自治体とは独立した法人格を有する公立大学法人の管理下に置くことについては、

①現行法制度上では解決が不可能であり、「公立大学法人立」とすることにより解決可能となる、具体的な法制度上の「支障」

②公立大学法人が設置する「大学」の観点からの、具体的な附属学校を設置する必要性

③通常の「公立学校」との役割の違いなど、「公立大学法人立」の「公立学校」としての位置づけについて、それぞれ明確化される必要がある。

また、初等中等教育段階の公立学校における教育は、地方公共団体において住民に提供される最も基幹的なものであり、教育内容について中立性が担保されるとともに、地域的な偏りなく、継続的・安定的に提供される必要があることから、

④「公立学校」として中立性・安定性を確保するための教育委員会制度との整合性の確保(「公立大学法人立」となれば、教育委員会の所管から外れることとなる)

⑤教員が非公務員化し、教育委員会の通常の採用・異動では対応できなくなることに伴う、人事上の取扱いなどについても検討が必要である。

①～⑤のように、提案主体において対応方針を整理する必要がある課題があるため、まずは提案団体で整理いただいた上で、必要な対応を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案主体として以下の見解を示すので、所管省庁としての検討を求める。

①学校教育法附則第5条により、公立大学法人は大学、高等専門学校以外の学校を設置することができないことから、公立大学法人へ移行した結果、附属学校を別々の組織に分割せざるを得ず、学長のリーダーシップによる一体的な運営ができなくなっている。

②法的な位置付けが別とされた状況では附属学校の教育内容やカリキュラムに学長の意向が反映されないなど、学長の指揮命令権が附属学校に及ばないことから、附属学校設置の趣旨である大学と緊密に連携した人材育成ができなくなっている。また、附属幼稚園では研究フィールド(園児の行動観察・分析等)としての機能が発揮できなくなっている。

③公立大学法人の附属学校となつても、学校教育法第2条で定める地方公共団体(公立大学法人を含む)が設置する公立学校としての位置付けは変わらない。そのため、公立学校教育に求められる政治的中立性等を担保するための教育委員会の職務権限に影響を及ぼすものではない。

④教育行政として公の意思に基づき執行する事務(教育課程の編成、教科書の採択、入学者の選抜、学習指導等)については、現行通り教育委員会の指導・助言のもとで行うべきと考えており、引き続き教育委員会が所管できるよう、あわせて求める。

⑤教職員の人事上の問題等については、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条に基づく教育委員会との人事交流により、教職員(公務員)を配置することで対応できると考える。

(追加の支障事例)

これまでには、両教育機関の設置者が同一であり、職員の兼務(大学教員と園長)ができたため、副園長等の教員選考に際し、園長を兼ねる大学教員の協力・関与が可能だった。特に現場をとりまとめる副園長については、実習のほか研究を継続しつつ園運営を行える実践経験豊富な者を必要期間配置できた。

これにより、長期的な視野で両教育機関のニーズを統合し、具体的には共同研究という形で園児の行動観察・分析、及びその成果の発信や保育実践が行われてきた。

開園(S46)以来、附属園としての長い歴史を有するが、この間、幼児の自発的活動を促す研究や保育実践は、平成元年の幼稚園教育要領改訂にもつながるものであった。

このように、附属園は、幼稚園の本来の機能に加え、実習や研究面での機能が必要となる。ところが、法人化による設置者の分離後、幼稚園の本来の機能以外の面が考慮されにくくなり、結果的に副園長も短期間での配置替となるなど、大学側の事情が反映できていない。大学としては実習における園との関係継続を優

先せざるを得ず、これまでのような研究園としての活動は停滞している。子ども子育て支援制度や地方交付税制度等の現行法制度上、公立幼稚園の設置主体は、基本的に都道府県ではなく市町村を想定している。当県のようにやむをえず県が設置者とならざるを得ない状況で、将来にわたり附属園としての機能に支障が生じ、幼稚園の本来の機能しか果たせなくなるおそれがあることは、園が存在する意義自体を失わせてしまう。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○本提案については構造改革特区で既に3回提案がなされており、論点も明確で、支障も明らかになっている。これまでも十分に検討の時間があったことから、これまでの検討状況を自治体に説明するとともに、年末の閣議決定に間に合うよう、第2次ヒアリングまでに所要の検討を行うべきではないか。

各府省からの第2次回答

公立大学法人による附属学校の設置については、制度設計について検討し、中央教育審議会において意見を聴いた上で、本年12月までに対応方針についてお示しする。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(2)学校教育法(昭22 法26)及び地方独立行政法人法(平15 法118)(総務省と共に管)公立大学法人による大学附属の学校の設置(学校教育法附則5条、地方独立行政法人法21 条2号及び70 条)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、これを可能とする。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

重点事項通番 : 4

管理番号	247	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	地方公共団体が実施する公立大学法人の施設整備等について、法人の資金調達による実施へ移行させるための長期借入規制の緩和				
提案団体	兵庫県、新潟県、滋賀県、京都府、徳島県、関西広域連合				

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省

求める措置の具体的内容

地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し実施している公立大学法人の施設整備について、法人自らの資金調達による実施へ移行させるため、法人の長期借入に係る規制を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の経緯・事情変更】

公立大学法人の施設は、地方公共団体(設立団体)が起債等を充当し整備した上で、法人に出資している。しかし、当該地方公共団体において相当な財政負担を伴うことに加え、大学整備に伴う長期資金の調達が地方公共団体の財政状況に大きく左右されているのが実状である。

【支障事例等】

公立大学法人化の趣旨は、大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るために認識しているが、大規模な施設整備にあたっては、公立大学法人が長期借り入れできないため、地方自治体の予算措置に委ねられることになり、地方自治体の負担となっている。

県としては、県の資金調達、大学の施設整備、金融情勢等の状況によっては、県が直接整備し出資するのではなく、公立大学法人自らが資金調達を行い整備することが望ましいと考えているが、現行法上それができない。

国立大学法人については、償還財源が貰い得るものについては、土地の取得・施設の整備に必要な長期借入が認められている。公立大学法人についても、地方自治体の予算措置等を待つまでもなく、国立大学法人と同様に、設立団体の認可を経て長期借入ができるよう求めるものである。

【効果・必要性】

地方公共団体(設立団体)の財政負担の軽減につながるとともに、公立大学法人による長期借入が可能となることで、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備を決定でき、自主性・自律性の高い経営が期待できる。

根拠法令等

地方独立行政法人法 第41条

各府省からの第1次回答

総務省において、今年4月に有識者や地方公共団体関係者等を構成員とする「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」を設置し、制度改革にかかる諸課題について検討を行っている。当研究会は本年11月頃を目処に検討結果の取りまとめを行う予定と承知しており、この研究会においては、公立大学法人からの「長期借入」等の要望事項も含めた公立大学法人制度についても、公立大学法人や設立団体が活用しやすい制度改革となるよう公立大学法人からの意見聴取も行い検討を進めている。

したがって、公立大学法人の長期借入については、当研究会の検討結果を踏まえ、地方独立行政法人制度改革の中で、必要な措置を講じる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

大学の自律性を高め、業務運営の効率化を図るという法人化の趣旨を踏まえ、柔軟で自主的・自律的な運営ができるよう、「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」において前向きな検討をお願いしたい。

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞

名古屋市、山陽小野田市

- 設立団体における財源の確保や法人における資金調達コスト（金利）、償還財源の確保など、個々の財政・財務状況等の実情に応じ、各設立団体及び法人の判断の下で資金調達方法を選択できるようにすることにより、公立大学法人の自主性・自立性の向上につながるものと考える。
- 公立大学法人と国立大学法人について、法的に長期借入金の取り扱いが異なっており、施設整備等に当たって、長期借入ができないため、公立大学法人としての効率的、効果的な対応ができていない。
- 現在、公立大学法人移行に向けて手続を行っている。平成29年4月には薬学部を新設する予定であり、施設についても新しく薬学部棟を建設することとしている。現在では、地方公共団体の予算措置がなければ施設を建設することができないため、提案の趣旨と同じく、迅速かつ主体的に公立大学法人が施設整備が出来るように長期借入が可能となるようにしていただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○総務省が平成27年4月から開催している「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」において、現在、長期借入が可能な国立大学法人と同様の範囲で公立大学法人でも長期借入を可能とする方向で検討がなされているとのことであるため、年末の閣議決定に間に合うよう、結論を得るべきではないか。

各府省からの第2次回答

第1次回答及び集中ヒアリングでの回答のとおり、現在、総務省で開催している「地方独立行政法人制度の改革に関する研究会」は、本年11月頃を目処に検討結果の取りまとめを行う予定であり、公立大学法人の長期借入についても、同研究会の検討結果を踏まえ、地方独立行政法人制度改革の中で、必要な措置を講じる。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）記載内容

6【文部科学省】

(6)地方独立行政法人法(平15 法118)(総務省と共管)

公立大学法人による長期資金の調達(41条5項)については、国立大学法人の例を参考にしつつ、設立団体以外からの長期借入金及び債券発行を可能とする。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	37	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し(県外在学者)				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

高校生等奨学給付金は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、県外の高等学校等に通学する子どもを持つ保護者等の把握が困難であることなどから、類似する高等学校等就学支援金制度(国による授業料支援)に合わせ、生徒が在学している学校のある都道府県が給付する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

高校生等奨学給付金は、「都道府県が就学支援金の対象者となる高校生等の保護者であって、当該都道府県の区域内に住所を有する者に対して支給する」とこととされているが、県外の高等学校等に進学している子どもを持つ保護者(県外保護者)の把握が困難であることや、県外の高等学校等に進学している子ども、進学先の高等学校等及びその保護者への周知が困難である。さらに、保護者にとっても、高校生等奨学給付金の申請書は住所を有する都道府県に提出し、高等学校等就学支援金の申請書は子どもの通学する学校に提出することになるため、分かりにくい制度となっている。

このため、高校生等奨学給付金の給付に当たっては、高等学校等就学支援金制度に合わせ、「就学支援金の対象者となる高校生等が在学している学校の所在する都道府県が、当該学校を通じて保護者に対して支給する」制度とすることにより、支給漏れを防止するとともに、事務・申請手続きの煩雑さを解消する必要がある。

【支障事例等】

県内の高等学校等へ通学する生徒の保護者からの申請は、就学支援金にあわせて生徒が通学する学校が取りまとめを行っており、制度の周知も容易である。一方、県外保護者の場合、直接県担当課において申請を受け付けている。そのため、昨年は他の46都道府県担当課に対して管内の私立学校へ制度(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼した。

また、昨年、県外保護者から申請を受けた際、「わかりづらい」という声があったほか、支給対象者ではない方からの申請もあり、不支給の理由をその都度説明した。

根拠法令等

高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱

各府省からの第1次回答

○高校生等奨学給付金は、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために各都道府県が実施する事業で国が補助する事業(1/3国庫補助金、2/3地方交付税措置)であり、一部の都道府県から県外の世帯を対象に一般財源を活用することは議会等の理解が得られないとの意見があったことから、現在の制度としたところである。

○また、本制度は平成26年度に創設した事業で、学年進行(平成27年度は1、2年生のみ対象)で実施しており、着実に事業を実施する必要があることから、現時点での制度改正は困難である。

○なお、手続きが煩雑でわかりづらいという指摘については、今年度、申請書の簡素化等を行うなど事務負担の軽減を図ったところであるが、今後とも都道府県と連携を図りながら事務負担の軽減や支給漏れを防止するための周知方法等について引き続き改善等に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本制度が保護者等の在住要件に基づく制度であることで、本提案に係る具体的な支障事例で記載したとおり、昨年は他の46都道府県担当課に対して管内の高等学校等へ制度(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼したところである。しかしながら、県外の高等学校等へ通学する生徒の保護者等に対して制度の周知を徹底することは困難である。このため、支給漏れの懸念が払拭できず、公平性の観点から問題があると考えている。

文部科学省の第1次回答では、各都道府県の一般財源を活用することを現行の制度とした理由とされているが、そもそも、本制度は、法律に基づく就学支援金制度に所得制限を導入する際、その財源を活用して国主導により創設されたものであり、全国一律の実施を都道府県に求めている以上、就学支援金制度と同様、法律に基づく制度として、その費用は全額国が負担すべきものである。

また、導入時の検討経緯や現制度が導入2年目であること等を考慮すると、現時点での制度改正に困難を伴うことは理解できるが、そのことを以て制度改正が不可であるという理由にはならない。

事務負担の増加を招く頻繁な制度改正を望むものではないが、保護者等の在住要件に基づく現行制度は、多大な事務負担を強いるものとなっていることを充分に認識していただきたい。実際のところ、県外への進学者の把握や他県への周知依頼等、事務的にも、また、申請者においても困難・煩雑な状況が発生している。就学支援金制度との関連を踏まえ、より良い制度となるよう、この機会をとらえて見直し・改正をお願いしたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、福島県、埼玉県、奈良県、佐賀県、大分県、沖縄県

○【制度改正の必要性】県外の高等学校等に在学する生徒等の保護者の把握が困難である。

高等学校等就学支援金と同様、高校生等が在学している高等学校等が所在する都道府県から支給する制度とすることにより、就学支援金の認定状況から給付金の給付対象者が把握できることから、支給漏れの防止及び事務の簡素化が図られる。

○・「住所を有する」取扱いが都道府県によって異なることや(住民票又は在住)、父母の住所が異なる場合に、二重支給のおそれがある。

・震災による避難者が、現在在住していない本県へ申請する場合、申請者の負担が大きい。

・広域通信制高校においては、生徒への周知・書類のとりまとめなどに対応できないとの声があった。

○就学支援金は生徒が在籍する学校へ申請し、学校のある都道府県が給付する制度である。一方、奨学給付金は住所地の都道府県に直接申請し、住所地の都道府県が給付する制度になっており、県外の学校へ通う申請者はパンフレット又はホームページ等を参照し、直接都道府県に書類を郵送している。

奨学給付金の支給対象者は原則全員が就学支援金の支給対象者であるにも関わらず、申請先が異なることから、ほぼ同一の申請書類(課税証明書等)を2通準備する必要があり、申請者の負担が大き

い。

また、対象者の把握が困難で、なおかつ学校を通さず直接県に申請する形式のため、制度の内容が十分周知されにくく、昨年度は申請書類の不備や支給対象外の保護者からの申請が多かった。(申請件数:300件、うち不備40件、支給対象外140件)

書類に不備がある申請者や対象外の申請者へは、学校を通さず担当課から個別に電話等で連絡を行う必要があるため、事務が煩雑であるが、そもそも就学支援金と同様に学校を通じて周知・申請を行うようにすれば、県外在住者であっても制度の周知が確実に行われ、こうした不備や対象外の申請を防ぐことができる。

○1 周知徹底の困難さ

県外の学校に通う高校生等の保護者(申請者)には県からの周知が行き届かず、自ら情報収集を行わなければならない場合があり、周知の上で不公平が生じる。

2 申請者の負担

県内学校にあっては学校に提出すればよいが、県外学校の場合は、申請書及び在学証明書を取り寄せた上で各都道府県へ申請する必要があり、負担感が大きい。

○提案団体と同様の支障事例あり。ただし、本制度は、現在、都道府県事業として財源負担が都道府県:国=2:1であるが、以下の理由から財源を含めて国直轄事業としての実施を再検討すべきである。

(国直轄事業とすべき理由)①国の就学支援金制度の見直しにより低所得者支援として開始されたものであること。②支給要件等は国の補助要綱等により詳細に決定されており、都道府県が政策的に意思決定するものはほとんどないこと。③低所得者支援として全国的に実施するものであること。

なお、都道府県事業のままであるなら、県域外の保護者に対する給付の財源負担については調整(その保護者の都道府県への求償など)が必要と考える。

○公立の場合、県外の高等学校等に通学する子どもを持つ保護者等の場合、直接本県担当課において申請を受け付けている。

昨年は、県内の中学校から子どもが進学した県外公立学校に対して本人への制度(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼したため、本県の事務の負担のみならず、県外公立学校への事務の負担にもなった。

県外の高等学校等に通学する子どもを持つ保護者等からは、県によって申請書の提出期限や申請様式が違うので、「わかりづらい」という声があった。

○提案内容と同様に、県内の高等学校等へ通学する生徒の保護者からの申請は、就学支援金にあわせて生徒が通学する学校が取りまとめを行っており、制度の周知も容易であるが、県外の高等学校等へ通学する生徒で保護者が県内に在住する場合、当該保護者から直接県の担当課が申請を受け付けている。

昨年、当該保護者から申請を受けた際、「わかりづらい」という声があったほか、申請書類の不備等で複数回書類のやり取りをした事例もあった。

○県外の高等学校への進学者の把握は困難であり、実質、保護者への周知は各学校を通して行なわれることになるため、学校所在の都道府県と保護者の居住する都道府県の募集時期が異なると、各都道府県で定めた実施期間内での処理が困難である。

また、県外進学者の対象者の把握が困難なことから、対象者であるにもかかわらず申請漏れとなる可能性もある。

広域通信制については、県外在住の生徒が多いことから、その費用負担については、生徒の居住地を基本とするなど配慮が必要。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

高校生等奨学給付金制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続き簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて適宜見直しを行うべきである。

各府省からの第2次回答

○申請漏れの防止については、各都道府県による周知に加えて、国として奨学給付金をPRするパンフレットを作成し、全国校長会等を通じて周知をお願いしたり、必要な人がいつでも簡単に申請書等を取得できるようにホームページの充実を図るなどの改善を行っているところであるが、今後も都道府県からの御意見を踏まえつつ、更なる周知徹底を図りたい。

○前回の回答では、現在学年進行で事業を実施しており、現時点での制度改正は難しいことを回答したものであり、今後、制度の見直しを全く行わないことを言及したものではない。

○事務負担の軽減については、今年度は通信制の第1子と第2子の区分をなくしたり、申請書の様式の一部をチェックボックス式に見直すなど各都道府県の要望を踏まえ改善に努めてきたところであり、今後とも都道府県と連携を図りながら更なる事務負担の軽減に努めてまいりたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(9)高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)

高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平25法90)による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22 法18)の平成28年度までの施行状況とあわせて検証し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	41	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	高等学校卒業程度認定試験関連業務に係る国と県の役割分担の明確化				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

高等学校卒業程度認定試験関連業務のうち、国と県の本来の役割分担を踏まえ、県が任意で協力している事務について、国で実施すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

本県では、高等学校卒業程度認定試験関連業務として、会場や監督・看護師等の確保、会場管理者等との打ち合わせ、監督者の指導、問題受領と保管、試験実施のための実施要項の作成、受験者名簿や写真票の整理、解答整理などを実施しており、事務の執行にあたっては、職員の主要な業務の一つとして位置付けざるを得ない状態にある。

当該業務を都道府県で執行する法令による根拠がなく、文部科学省の局長名による依頼文で協力を求められ任意で協力しているが、本来、当該業務は国が実施すべきものである。

なお、会場代等の実費については文部科学省から措置されているが、県が任意で協力している人件費相当額については、措置されていない。

【支障事例】

受験者が非常に多い本県では、昨年度は年2回の試験で合わせて1,200名以上が受験した。試験実施時期である8月上旬と11月上旬は、約5日間にわたり担当グループ4名が専従して対応したほか、試験当日は他課からの応援を含めて、それぞれ29名の職員が、この業務に従事した。

根拠法令等

高等学校卒業程度認定試験規則

各府省からの第1次回答

高等学校卒業程度認定試験を受験する者の約半数は、当該地域に居住する高等学校の中退者であるため、受験者の利便性や経済的負担の軽減に配慮した試験を実施するためには、受験者や地域の実情を把握している都道府県教育委員会の協力が必要不可欠と考えている。仮に協力が得られない場合、当該都道府県での実施が困難になり、受験者に対し公平性を欠く事態が生じることが想定される。引き続き御理解、御協力いただきたい。

高等学校卒業程度認定試験の実施に係る経費については、支出委任により文部科学省において負担しているところ。人件費相当額についても、必要経費を計上いただければ支出することは可能であるので、状況に応じて適宜御対応いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本県の提案は、受験者の利便性や経済的負担の軽減に配慮した試験を実施する必要があること、全都道府県に会場を設けて試験を実施することについて異論を唱えるものではない。

「地域の実情を把握している都道府県教育委員会の協力が必要不可欠であり、仮に協力が得られない場合、当該都道府県での実施が困難」とされているが、国が直接実施できないとする十分な理由が示されていないため、理由を示していただきたい。また、文部科学省では、都道府県教育委員会の協力が必要不可欠であり、仮に協力が得られない場合、当該都道府県での実施が困難と認識されているにもかかわらず、都道府県が実施する法的根拠がなく、県としては、「任意の協力」を取る形で対応しているのが現状である。高等学校卒業程度認定試験は、文部科学大臣が行うこととされている以上、国が直接実施すべきである。

なお、人件費相当額として支出委任により対応できるのは、試験監督や作業補佐員等の非常勤専門職又は臨時任用の賃金(報酬)に限られており、県職員に対しては支出できない。本県では、これまで、受験者に直接関わる監督はもちろんのこと、受験者のデータ整理や受験者からの質問・要望への対応、会場探し、会場との調整、県のマニュアルづくり、監督者の指導、問題受領・管理などは、守秘義務の徹底の見地から、原則、県職員が対応してきた。したがって、これに要する経費は、支出委任経費では対応できない。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

愛媛県、佐賀県、沖縄県、千葉県

○【26年度の受験者数】

277名（年2回）

【対応職員】

昨年度の試験実施時期である8月上旬と11月上旬は、延べ4日間にわたり担当グループから1名が専従して対応。

試験当日は他課からの応援、試験用務に当たらせるために雇用した臨時職員を含めて、延べ31名の職員が、この業務に従事。

【経費】

会場代等の実費については文部科学省から措置。

県が任意で協力している人件費については、当日対応職員分のみ文部科学省から措置されているものの、年間通して発生する各事務処理等にかかる人件費については、措置されていない。

○受験者数が少なく(平成26年度1回目113人、2回目98人)業務負担はそれほど大きくないが、それでも担当課2名が約5日間この業務に従事している。

○高等学校卒業程度認定試験の意義は認められるが、委託業務にしては担当の業務内容が多い。問題の保管やミスの許されない受験生対応など担当の精神的負担も大きい。この業務には多くの時間を要するため担当職員の主要業務の一つとならざるをえない。試験当日は約10名の職員が本業務に従事している。

○・交通至便な会場確保が難しい。

・職員を多数配置することによる通常業務の停滞

・看護師他、運営スタッフの確保が難しい年もあった。

・担当職員の事務量増加による時間外勤務が増えた。

各府省からの第2次回答

高等学校卒業程度認定試験は、文部科学省令により、「毎年少なくとも1回、文部科学大臣が行う」ととされているが、本試験の受験者は半数以上が高等学校の中退者であることから、各地域に居住する受験者の利便性や経済的負担の軽減に配慮した試験を実施するために各地域の実情を把握している都道府県教育委員会の協力を得て実施しているところである。なお、中央教育審議会答申「大学入学資格検定の見直しについて(平成16年8月6日)」においても、同様の趣旨が提言されている。

また、平成13年度の地方分権改革推進会議からの指摘により、文部科学省と都道府県教育委員会の役割分担について見直し(出願処理業務及び受験者からの質問対応等の業務を国で一括処理)を行うとともに、その後も継続的に、都道府県教育委員会の負担の軽減に努めている。

高等学校への進学率が98%に達する中で、毎年全国においておよそ10万人の高等学校中退者及び不登校者が存在している状況の下、本認定試験制度は都道府県の重要な課題である中退者等への対策として機能している。また、受験者全体の3割が高等学校の在学者であり、高等学校教育の振興や生徒への進路指導の一環として位置付けられるものと考えている。このため、高等学校中退者等の本試験の受験機会を逸することのないように、適切な周知・広報を行う等各地域の実情に配慮した試験を実施するには、各地域の生徒の動向等、教育事情を把握している都道府県教育委員会の協力を得る必要があり、引き続き御理解・御協力いただきたい。

仮に都道府県教育委員会の協力が得られない場合、受験者の利便性の低下や民間事業者等への試験実施業務の請負に起因する受験料の値上げ等、受験者への経済的負担の増加が懸念される。

なお、都道府県教育委員会職員が就業時間内に従事している業務に係る経費については、それが高等学校教育や生涯学習の振興及び中退者支援等の業務と区分した場合には、職専免等の方法により文部科学省経費として支出することが可能である。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(1)学校教育法(昭22 法26)

(i)高等学校卒業程度認定試験(90条1項)の実施方法については、国が実施(地方公共団体以外への外部委託による実施を含む。)する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	77	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	マイナンバー制度における照会項目の拡大				
提案団体	豊田市、山都町				
制度の所管・関係府省	内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、情報連携が必要な事務について別表第2で整理がされている。
別表第2の項番38に記載されている事務を処理するために情報連携できる特定個人情報は、住民票関係情報に限られている。
しかし、当該事務を処理するに当たっては、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となるため、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和をお願いする。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【番号法での規定】

番号法第19条第7号において情報提供できる範囲を規定している。特に別表第2項番38で定める学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務を処理する場合の特定個人情報については、住民票関係情報としている。

【支障がある点】

番号法別表第2項番38で主務省令で定める事務は、学校保健安全法第24条の援助の対象となる者の認定に関する事務であって、学校保健安全法第24条に記載する援助の対象者は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者及び生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるものと規定されている。このことから、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。

根拠法令等

- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第24条
- ・学校保健安全法第24条
- ・学校保健安全法施行令第9条

各府省からの第1次回答

ご承知のとおり、学校保健安全法第24条に基づく援助の対象となる者の認定に関する事務において情報連携により提供できる特定個人情報は、番号法第19条第7号(別表第2第38)により住民票関係情報とされています。

なお、地方公共団体において「学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務」を番号法第9条2項(場合によっては第19条9号も含む)に基づき条例で規定し、地方公共団体の責任において当該事務に生活保護受給情報等を利用することは可能であると考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

事務の具体的な流れとして、以下のとおり事務を処理しています。

【学校保健安全法第24条に基づく医療費補助の事務の流れ】

- ①医療費補助の対象者(就学援助)の認定、通知。
- ②医療費補助対象案件が発生したときに、該当校から報告を受理。
- ③報告内容の審査、医療券を交付。
- ④(保護者)医療券を持って受診。
- ⑤(医療機関)治癒後、医療券により医療費を請求。
- ⑥医療費の支払い。

【就学援助の認定について】

- ①(保護者)就学援助(医療費の援助を含む)の申請
- ②要保護世帯の認定(生活保護関係情報より)
生活保護世帯はすべて要保護世帯として認定している。
- ③準要保護世帯の認定(住民票関係情報と地方税関係情報から算定)
豊田市では生活保護基準の1.3倍未満の世帯を準要保護世帯と認定している。

【就学援助申請時の必要書類】

- ①就学援助申請書
- ②所得証明書(転入等により豊田市で所得確認が出来ない場合)
住民票関係情報、生活保護関係情報、地方税関係情報は申請者より同意委任印をもらうことにより府内で内容を確認している。

この事務上において、生活保護関係情報と準要保護世帯の確認のため、地方税関係情報が必要となります。

また、地方税関係情報の必要性については、以下の学校保健安全法施行令より「地方公共団体の教育委員会が生活保護法に規定する要保護者に準ずる程度と認める者」と規定していること及び、生活保護法第八条第一項(基準及び程度の原則)において、「(省略)そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされていることから、要保護者に準ずるか否かの判断には、一義的に地方税関係情報が必要と考えられます。

【学校保健安全法施行令より】

(要保護者に準ずる程度に困窮している者)

第九条 法第二十四条第二号の政令で定める者は、当該義務教育諸学校(小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。)を設置する地方公共団体の教育委員会が、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第二項に規定する要保護者(以下「要保護者」という。)に準ずる程度に困窮していると認める者とする。

2 教育委員会は、前項に規定する認定を行うため必要があるときは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所の長及び民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員に対して、助言を求めることができる。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

能代市、小山市、高根沢町、春日部市、豊橋市、安城市、八尾市、兵庫県、東温市、大村市、宮崎市、沖縄県

- 準要保護者認定事務の際、生活保護情報、所得情報は必要であり、現在、それぞれ福祉課、申請者からの書類により確認している。
- 医療に要する費用の援助に係る事務について、要保護・準要保護児童生徒と認定することが必要であり、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が不可欠であることから、これらの特定個人情報も利用できるよう緩和することが必要。
- 当団体の主張のとおり、援助の対象となる者の認定には、生活保護関係情報が必要となる。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断は、施行令第9条で地方公共団体の教育委員会の判断によるものとされており、その判断の主たる情報として所得情報を活用している。よって、所得情報を把握するために地方税関係情報も必要となる。
- 学校保健安全法第24条の援助の対象者は要保護者及び準要保護者であり、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者の情報及び準要保護者認定のための所得情報が必要であるため住民票関係情報は基より生活保護関係情報、地方税関係情報も必要となる。
- 当該事務を実施するにあたり、生活保護関係情報及び地方税関係情報に加え、本県では、児童扶養手当受給者も準要保護者としていることから、児童扶養手当関係情報も提供を求める能够とする特定個人情報に追加すべきと考える。
- 番号法別表第38項に記載されている事務において、生活保護関係情報や地方税関係情報の連携が必要となることから、提案事項のとおり特定個人情報の提供の緩和をお願いする。
- 就学援助の認定業務は、同居している家族全員の所得により審査しているが、審査する年の1月1日に本市に住所がない場合、1月1日に住所のある自治体より所得課税証明書を取り寄せて提出してもらっている。具体的な支障事例にも記載されているように、番号法により情報提供できる範囲は住民票関係情報となっているため、審査に必要な生活保護関係情報や地方税情報まで利用できるよう、範囲の緩和が必要と考える。
- 豊田市、山都町と同様に、要保護者の認定には、生活保護関係情報が必要である。また、要保護者に準ずる程度に困窮しているかの判断の主たる情報として所得情報が必要となるため、地方税関係情報も必要となる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

国民が混乱することのないよう配慮しつつ、提案団体の提案の実現に向けて、検討すること。

【全国町村会】

提案団体の意見を尊重されたい。(第1次回答において、条例で規定することで、生活保護関係情報等を利用可能である旨の記載があるが、各地方公共団体が個別に条例で規定するのではなく、番号法に規定すること。)

各府省からの第2次回答

ご指摘を踏まえ、提案の実現に向けて当該情報にかかる制度所管省庁と協議して参りたいと考えております。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(7)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25 法27)

学校保健安全法(昭33 法56)による医療に要する費用についての援助に関する事務(別表2の38)については、当該事務を処理するために必要な特定個人情報に、生活保護関係情報及び地方税関係情報を追加する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	98	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	地域振興各法における計画策定手続の簡素化				
提案団体	九州地方知事会				
制度の所管・関係府省	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省				

求める措置の具体的内容

条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。
・計画記載項目の共通様式化による合理化
・計画策定期間が重複した場合のスケジュール等の調整

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の背景・必要性等】

条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。

【支障事例】

県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。

【懸念の解消策等】

各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。
また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定期間(更新時期、タイミング)によっては、策定期間が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。

根拠法令等

過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条
山村振興法第7条、第8条
特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条
離島振興法第4条
半島振興法第3条、第4条

各府省からの第1次回答

地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。

地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関するここと等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。また、事務手続きのスケジュールについては、過疎法等3法に係る計画策定作業が重なる27年度のような場合には、同一地域に関して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部署との協議が輻輳することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。)

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

北海道、富山県、豊田市、鳥取県、奥出雲町、萩市、宇和島市

○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。

それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。

また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。

○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。

○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。

【3計画策定】2市1町

○過疎、山村振興、特定農山村

【2計画策定】4市2町

○山村振興、特定農山村 3市2町

○山村振興、半島振興 1市

○(半島振興計画)

・H27.4.1 半島振興計画策定依頼

　府内での調整、その後県内市町との調整

・H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限

　国からの意見への対応、府内での再調整、県内市町との再調整

・H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限

　国からの意見への対応

・H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限

・H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付)

(過疎方針・計画)

・H27.5.15 過疎方針・計画策定についての通知

　過疎方針策定について府内での調整

市町に過疎計画策定について作業依頼

・H27.10.20 過疎方針正式提出

・市町は12月議会を目途に過疎計画の議案提出

今年度は、過疎法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があり、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。

○今年度、過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なっているため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があり、事務量の増加につながっている。

○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。

市町の多くでは過疎法と山村振興法とで所管課が異なり、同種の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。

また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせる必要があり、手続きが煩雑である。

手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考える。

○本町でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急きょ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。

○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があり、事務に係る負担は大きいため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】

提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとしたい。

・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分について同様の記載ぶりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(4)離島振興法(昭28 法72)、山村振興法(昭40 法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12 法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共管。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管)

地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、計画等の記載事項やスケジュールを取りまとめた一覧を作成し、その内容について地方公共団体に通知する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	326	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	地域振興各法における計画策定手続の簡素化				
提案団体	山口県、広島県				
制度の所管・関係府省	総務省、国土交通省、農林水産省、経済産業省、文部科学省、厚生労働省、環境省				

求める措置の具体的内容

条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興各法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、各計画等策定手続きに関し、以下の簡素化を図り、地方の負担軽減を図ること。
・計画記載項目の共通様式化による合理化
・計画策定時期が重複した場合のスケジュール等の調整

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の背景・必要性等】

条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、地方の所管部局での事務的負担が大きい状況にある。

【支障事例】

県内市町にヒアリングを行ったところ、条件不利地域等を多く抱える地域においては、同一地域で類似の計画を複数策定する自治体もあり、(最大4計画を策定する自治体もあり)計画づくりに多大な事務的負担を伴っており、大切な地方づくり(地方創生)の現場を動かすための人員にも影響しかねない状況である。特に27年度は、過疎法、半島振興法、山村振興法の3法に係る方針・計画を策定する必要があるが、それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。

【懸念の解消策等】

各法に定める計画記載項目は共通する項目が多いため、共通様式化していただきたい。
また、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、同一地域で類似の計画を複数策定することになり、策定時期(更新時期、タイミング)によっては、策定作業が輻輳し、地方に多大な負担が生じる可能性がある。このため、事務の輻輳を避けるスケジュール設定等を関係府省で調整していただきたい。

根拠法令等

過疎地域自立促進特別措置法第5条、第6条、第7条
山村振興法第7条、第8条
特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条
離島振興法第4条
半島振興法第3条、第4条

各府省からの第1次回答

地域振興法についてはそれぞれの立法趣旨が異なり、対象地域の置かれている状況等に即した措置内容が規定されているところである。

地方公共団体が実施する振興施策を記載する計画の記載項目についても、例えば、産業の振興に関するここと等、複数の地域振興法で共通する大項目は一部存在するものの、各法が規定する立法趣旨や対象地域の置かれている状況等に即して実施する振興施策を記載するものであり、当該施策が必ずしも各法同一とは限らないと考えられることから、各計画について共通様式化を図ることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

計画を策定する市町村にとっては、あくまでも指定地域の振興策の計画を策定するものであり、複数の法律による指定を受けていたとしても、その振興策に大きな違いはないことから、関係府省から法律ごとに示される技術的助言に沿って計画を策定することは、大きな事務負担となっているため、共通様式化をしていただきたい。また、事務手続きのスケジュールについては、過疎法等3法に係る計画策定作業が重なる27年度のような場合には、同一地域に関して複数の計画策定が必要となる地方公共団体もあり、庁内の関係部署との協議が輻輳することなども想定されることから、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示していただきたい。(10年後にも今年度と同様の状況が想定される。)

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

北海道、富山県、豊田市、鳥取県、奥出雲町、萩市、宇和島市

○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態がある。

それぞれの省庁から示されるスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があるほか、道・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となる。

また、作成に当たっては、関係省庁から示される記載例等を読み込む必要があり、それ自体が負担である上に、共通の項目であっても、省庁が示した記載例で作成するため、事務量が多大となっている。

○条件不利地域等の振興を目的に制定されたいわゆる地域振興5法では、法律ごとに計画等を策定する必要があるが、同一地域で類似の計画等を複数定めなければならない実態があるため、共通する項目については、共通様式化してほしい。

○本県においても、県内15市町村のうち3計画の策定が2市1町、2計画の策定が4市2町あり、多大な事務負担となっている。

【3計画策定】2市1町

○過疎、山村振興、特定農山村

【2計画策定】4市2町

○山村振興、特定農山村 3市2町

○山村振興、半島振興 1市

○(半島振興計画)

・H27.4.1 半島振興計画策定依頼

　府内での調整、その後県内市町との調整

・H27.7.10 半島振興計画第1次案提出期限

　国からの意見への対応、府内での再調整、県内市町との再調整

・H27.9.4 半島振興計画第2次案提出期限

　国からの意見への対応

・H27.10.9 半島振興計画第3次案提出期限

・H27.10月中旬 半島振興計画正式提出(市町との正式協議の公文写しを添付)

(過疎方針・計画)

・H27.5.15 過疎方針・計画策定についての通知

　過疎方針策定について府内での調整

市町に過疎計画策定について作業依頼

・H27.10.20 過疎方針正式提出

・市町は12月議会を目途に過疎計画の議案提出

今年度は、過疎法、半島振興法に係る方針・計画を策定する必要があるが、上記のとおりスケジュールに従うと、作業が輻輳する場合があり、県・市町村内の関係課に照会する時間が十分に確保できず、担当課の事務量が多大となっている。また、市町においては、地方版総合戦略の策定の作業の担当課とも重複しており、条件不利地域を多く抱える自治体の場合、さらなる負担が生じている状況である。

○今年度、過疎地域自立促進計画と山村振興計画の2計画の策定作業を予定しているが、提案にあるように、計画の記載例がそれぞれ異なっているため、共通の項目であっても別の記載内容を検討する必要があり、事務量の増加につながっている。

○本県では過疎指定市町12市町、山振地域のある市町14市町のうち、11市町が重複している。

市町の多くでは過疎法と山村振興法とで所管課が異なり、同種の事務手続きを複数の職員が重複して行っている。

また、国においても過疎法と山村振興法の所管が異なるため、同様の問合せを各法ごとに問い合わせる必要があり、手続きが煩雑である。

手続きの共通化・簡素化により、業務負担が大きく軽減されるものと考える。

○本町でも、平成27年度において、過疎法及び山村振興法に係る計画の策定(変更)が必要であるほか、平成22年度に策定した総合計画の見直しも予定していた。このような状況の中で、急きょ総合戦略の策定も行う必要が生じており、業務量からみて大きな負担となっている。

○本市においても同一地域で類似の計画を複数策定する必要があり、事務に係る負担は大きいため、事務負担の軽減につながる本提案に賛同する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

計画の策定スケジュールに留意しつつ事務量を減少させる観点から、提案団体の提案の実現にむけて積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【過疎法、山村振興法、半島振興法、離島振興法】

提案を踏まえ、地方公共団体が各地域振興立法に基づく計画を同一年度に策定する必要が今後生じる場合には、関係府省が連携し、時間的余裕をもって次のとおり対応するよう、努めることとしたい。

・計画策定に係る地方公共団体の事務の負担軽減のため、各地域振興立法に基づく計画の記載事項のうち、各法律に共通する項目と固有の項目とを明らかにした一覧を作成する。また、現在においても、各法律に共通する項目であって、実施される施策が同一であると地方公共団体が判断する場合については、当該部分について同様の記載ぶりを妨げない運用をしているところであるが、その旨を通知することにより、あわせて地方公共団体の事務負担の軽減を図る。

・計画策定手続きのスケジュールについては、関係府省のスケジュールを取りまとめた一覧を示すこととする。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

【再掲】

6【文部科学省】

(4)離島振興法(昭28法72)、山村振興法(昭40法64)、半島振興法(昭60法63)及び過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(離島振興法及び半島振興法は総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省と共に管轄。山村振興法及び過疎地域自立促進特別措置法は、総務省、農林水産省及び国土交通省の共管)

地方公共団体が法律に基づく計画等を同一年度に策定する必要が今後生じる場合については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、関係府省が連携して、

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	118	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	通級による指導の対象となる障害の種類の見直し				
提案団体	愛媛県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

知的障害を通級による指導の対象に加える。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

小中学校の通常の学級には、知的障害児が在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象外である（平成25年10月4日付け25文科初第756号通知）ことから、個々の障害の状態等に応じた特別の指導を受けることができない。

そこで、学校現場では保護者の希望に沿うよう、通常の学級の中で各教師が可能な範囲で個別の配慮を行っている。

【地域の実情を踏まえた必要性】

本県では、インクルーシブ教育システム構築という國の方針のもと、多様な学びの場の整備を進めている。通常の学級に在籍する知的障害児についても、他の障害種と同様に通級による指導を行うことで平等な教育機会が確保できる。

【制度改正による効果】

個々の障害の状態に応じた特別の指導が可能となることで、多様な学びの場の整備につながるとともに、学校現場の負担を軽減し、子供の成長を願う保護者の期待に応えることになる。

【制度改正の経緯】

通級学級に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ（平成4年3月30日）において、知的障害については「原則として、主として特殊学級において、いわゆる固定式により指導することが適切である。」と示され、平成5年度から開始された通級による指導の対象とならなかった。なお、平成18年度の制度改正では、発達障害が新たに通級の対象となったが、知的障害は対象とされなかった。

平成25年9月には学校教育法施行令等が改正され、障害のある児童生徒の就学先が総合的判断によることとなったことから、知的障害児も制度上、当然に通常の学級に在籍することになった。

しかし、平成25年10月の25文科初第756号通知でも、知的障害児は通級による指導の対象外とされている。

根拠法令等

学校教育法施行規則第140条

【通知】

平成25年10月4日付け25文科初第756号障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）

教育支援資料～障害のある子供の就学手続きと早期からの一貫した支援の充実～（平成25年10月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課）

各府省からの第1次回答

通級による指導は、障害に応じた特別の指導を、小・中学校の通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に変えるもの。その指導内容は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導(自立活動に相当する内容を有する指導)であり、指導時間は年間280単位時間(週あたり8単位時間)以内を標準とする。

従来の調査研究では、知的障害のある児童生徒への指導において、知的障害の状態が特別な教育課程による指導を必要とする程度である場合には、ほとんどの時間を通常の学級で授業を受けながら限られた時間のみ指導を受けるよりも、特別支援学級という小集団において、特別な教育課程により、個々の教育的ニーズに応じた指導を体系的・系統的に行うことが効果的であるとされており、文部科学省としてもそのように運用してきたところ。

なお、情緒障害や、平成18年度から通級による指導の対象とした自閉症・注意欠陥多動性障害を併せ有する場合は、現行制度においても通級による指導の対象となっている。

知的障害の状態が通常の学級に在籍できる程度である場合には、教材の工夫や特別支援教育支援員の配置等の適切な支援により、通常の学級の教育課程において障害のない児童生徒と共に学ぶこととなる。

今般の提案については、提案内容の詳細に応じて、実践研究の実施等の対応をする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

通級による指導において、知的障害のある児童生徒の発達の偏りに対応した自立活動の指導を行ったり、授業で学んだ知識が断片的になりやすいという特性を踏まえ、知識を生活の中で生かしていくための指導を行ったりすることにより、指導の効果が上がると考えられる。

平成25年の制度改革により、以前は通常の学級に在籍できない程度とされた知的障害のある児童生徒も、当然に通常の学級に在籍しており、そういう児童生徒も対象に含めて行う実践研究(加配に係る国庫負担を前提)であれば、本県の提案に合致する。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

花巻市、郡山市、甲府市、豊橋市、みよし市、日吉津村、奥出雲町、柳井市、東温市、春日市

○小・中学校において、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、特別支援教育支援員が、児童生徒の発達の段階や障害の状態に応じた支援を行っており、通常の学級に在籍する児童生徒に対しても学校からの要請により支援員を派遣し、保護者の希望にも沿うように配慮している。

また、インクルーシブ教育システム構築という國の方針のもと、各学校において個別の指導計画や個別の教育支援計画が活用されるよう、障害のある児童生徒への支援体制の充実に向けた取組を行っている。

○市内各小・中学校においては、通常学校に特別な支援を必要とする児童が在籍しているケースが見られ、担任教師が可能な範囲で個別指導を行うとともに、市雇用の特別支援教育支援員が該当児童生徒の支援を行っている。特別支援教育支援員の配置を希望する学校は増加傾向にある。また、保護者の教育支援に対するニーズは多様化している。そのため、特別な支援を必要とする児童によりきめ細かな支援を行う上では、知的障がいを通級による指導の対象に加えることが望まれる。

○基本的に、知的障がいがある場合は、特別支援学校または特別支援学級に入校・入級し、特別な教育課程において適切な指導を行っている。しかしながら、小中学校の通常の学級にも、知的障がいのある児童生徒が在籍し、各教師が可能な範囲の中で個別の配慮を行っている現状もある。このことから、インクルーシブ教育システム構築の考え方の下、多様な学びの場の整備の一環として、知的障がい児も通級の対象とすることを期待したい。

○障害の状態に応じた特別な指導により、学校現場の負担軽減し、保護者の希望に沿えるよう努めて行きたいと考えることから、教職員等の人的措置の拡大を含め、知的障害を通級による指導の対象に加えることを望む。

○小中学校の通常の学級には、知的障害児が在籍できるにもかかわらず、通級による指導の対象外

であることから、個々の障害の状態等に応じた特別の指導を受けることができない。通常の学級に在籍する知的障害児についても、他の障害種と同様に通級による指導を行うことで平等な教育機会が確保できるようにしたい。

○【支障事例】

知的な障がいのある児童生徒の通級指導の要望をうけることがある。そのとき、現行の制度に従つて、就学支援をし、通級指導の教室に入級することはない。さらに、知的障がい以外の障がいのある児童生徒で通級指導を希望する子どもは年々増加しているが、通級指導教室の増設はなく、入級できない子どもがいる。そのため、通常の学級でできる範囲の支援を受けている。

通級指導教室に知的な障がいのある児童生徒が在籍できるようになることは、どの子にも平等な教育機会を与えることにつながると考える。

○小学校において、いわゆるグレーゾーンと言われる子らの早期対応が通常学級で必要とされている。特に低学年に、知的障がいのグレーゾーンの割合が多いが、通級の対象が知的障がいは対象外である。通常学級での個別の支援体制として通級の設置や条件の弾力化が教育の充実に繋がると考える。

○通常の学級に在籍する知的な面での特別な支援を要する児童生徒がいるが、保護者の同意が得られないために特別支援学級に入級させることができないケースもあり、町単独で多くの特別支援員を配置している。

しかし、特別支援員による個別の取り組み指導はできないため、通級による個別指導も必要である。

○特別支援教育の充実を掲げ、特別支援教育推進室を設置している。各学校においては、一人一人の課題の共有と細かな指導体制を構築しているが、本提案と同様、知的障害による通級が指導の対象となると、更に充実していくと考える。

○通級による指導対象に知的障害を加えられることによる支障はないが、年々増加傾向にある障害をもつ児童に、個々の障害に応じた特別の指導を受けさせるため、制度改正に賛同したい。

○【具体的な支障事例】

小中学校の通常学校には、保護者の希望で知的障がい者が在籍できる。個々の障がいの状態に応じた指導を学校現場で行っているが、教師の負担が大きくなっている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

知的障害児は、特別な支援や配慮が必要な状態であり、通級による指導においても個々の障害の状態等に応じた適切な指導の確保が必要なこと及び、通級対象者の増加に伴う人員の確保等の受入体制の整備が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。ただし、通級指導教室の指導員の確保などについて配慮すること。

各府省からの第2次回答

通級による指導は、障害に応じた特別の指導を、小・中学校の通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に変えるもの。その指導内容は、障害による学習上又は生活上の困難の改善・克服を目的とした指導(自立活動に相当する内容を有する指導)であり、指導時間は年間280単位時間(週あたり8単位時間)以内を標準とする。

従来の調査研究では、知的障害のある児童生徒への指導において、知的障害の状態が特別な教育課程による指導を必要とする程度である場合には、ほとんどの時間を通常の学級で授業を受けながら限られた時間のみ指導を受けるよりも、特別支援学級という小集団において、特別な教育課程により、個々の教育的ニーズに応じた指導を体系的・系統的に行なうことが効果的であるとされており、文部科学省としてもそのように運用してきたところ。

なお、情緒障害や、平成18年度から通級による指導の対象とした自閉症・注意欠陥多動性障害を併せ有する場合は、現行制度においても通級による指導の対象となっている。

知的障害の状態が通常の学級に在籍できる程度である場合には、教材の工夫や特別支援教育支援員の配置等の適切な支援により、通常の学級の教育課程において障害のない児童生徒と共に学ぶこととなる。

今般の提案内容を踏まえて必要となる実践研究は、加配による国庫負担ではなく、特別の教育課程の編成・実施を可能とする特例等により、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等を研究するものであることから、そのような計画を立てている設置者・学校を募ることにより対応する。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(1)学校教育法(昭22法26)

(ii) 通級による指導の対象となる障害の種類(施行規則140条)については、知的障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するために効果的な指導内容等の実践研究を地方公共団体の参加を得て実施した上で、研究成果の検証を踏まえて知的障害を加えることについて検討し、平成31年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	176	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	公立幼稚園における設置者管理主義の規制緩和				
提案団体	松江市				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

公立幼稚園へ指定管理者制度を導入し、民間への委託を可能とするよう、学校教育法第5条に規定する設置者管理主義を規制緩和するもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の経緯】

松江市立幼稚園の入園児数は激減し、半数以上の園では年齢別のクラス編成ができず就学前教育としての経験が限定される状況である。

集団として十分な教育活動が可能な規模にするため、近くに幼稚園と保育所がある場合は、既設の幼稚園の空スペースを活用し保育所との複合施設である幼保園を設置し、行革や民間活力の活用という観点から指定管理者制度を導入し、保育所運営の実績を有する社福法人へ委託したい。

【支障事例】

学校教育法第5条に「学校の設置者は、その設置する学校を管理」すると規定されているため、幼保園は指定管理者制度を導入できない。

民間移譲の場合、移譲先は学校法人に限られ、松江市内に幼稚園経営を行う法人は少なく現実的な手法とは考えられない。

公私連携幼保連型認定こども園へ移行した場合、社福法人への移譲は可能となるが、セーフティネットとして市が最終的な責任を負うことができない。また、認定こども園では、就労時間が月48時間未満の就労等の場合でも長時間保育を利用できる市立幼保園独自のメリットが失われる。

【制度改正の必要性】

公立学校の管理運営の包括的な委託の在り方について、平成16年の中教審答申で、義務教育段階では「特に慎重に検討」とされたが、幼稚園及び高等学校では「学校教育としての質の確保に十分配慮しつつ、検討することが適當」とされた。

幼保一元化が推進される今日、本答申を踏まえると、幼稚園については、学校教育法第5条の規定を検討し、見直されるべきものと考える。

【懸念の解消策】

平成16年中教審答申を基に、質の確保方策や市の責任の在り方等について条例等を整備していく。

根拠法令等

学校教育法第5条

各府省からの第1次回答

本提案における「幼保園」の法的性格など、詳細はご提案内容からは把握できない部分もあるが、ご提案でも言及されている「公私連携幼保連携型認定こども園」により、幼稚園を母体とした幼児教育・保育施設の社会福祉法人による運営が可能になるものと思われる。

本制度を活用した場合に、市としての責任をどのように果たしていくのかなどの懸念が示されているが、運営に当たる法人と市は協定を結ぶこととなっており、この協定において、市としてご懸念の内容を解消するような条項を盛り込むことも可能と考えられる。また、市は法人への立入検査や、協定内容に反する運営がなされた際には勧告することができるなど、協定を遵守させる仕組みも法定化されており、こうした権限を適切に行使することでもご懸念は解消できる可能性があると考えられる。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

認定こども園の場合、3歳～5歳の子どもは親の就労状況等保育の必要性の有無によって、教育標準時間利用(短時間保育)となるか、保育標準(短)時間利用(長時間保育)となるか区別され、入所手続きも分かれている。

一方、松江市立幼保園(0歳～2歳は保育所認可、3歳～5歳は幼稚園認可)の場合は、松江市独自の取組みとして3歳～5歳の子どもは親の就労状況に関わらず全て幼稚園児として入園し、長時間保育・短時間保育を自由に選択することができるものとしている。

のことにより、幼保園では、制度上保育の必要性が認められない、月の就労時間が48時間未満のパート就労等の場合であっても、長時間保育を利用でき、認定こども園よりも保護者の利便性を確保している。

また、郊外に公私連携幼保連携型認定こども園を設置した場合、郊外の就学前児童数の減少は著しく、入園児数の減少から経営法人が撤退すると、当該地域から幼児教育の場が消えることになる。

以上の理由から、法人が経営主体となる公私連携幼保連携型認定こども園への移行ではなく、保護者の利便性が優れた松江市立幼保園に指定管理者制度を導入し、民間活力を活用していきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

松江市の幼保園においては、3～5歳児の全てが幼稚園児として入園し、パート就労等の場合であっても、柔軟に長時間保育を利用できるようにしているとのことだが、認定こども園であっても、保育を必要とする2号認定こどものほか、1号認定こどもについても、設置者の判断で、一時預かり事業等により、長時間施設を利用することは可能となっているため、1次回答でお示したとおり、公私連携幼保連携型認定こども園であっても対応は可能と考えている。

また、公設民営でなければ、郊外における園の運営が困難とのことであるが、制度上の問題ではなく、公私連携幼保連携型認定こども園であっても、市の判断で、予算措置により当該認定こども園の運営経費を助成することは可能と考えられる。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(1)学校教育法(昭22法26)

(iii)公立幼稚園の空きスペースを保育所として活用する複合施設とし、運営を社会福祉法人等に委ねること

については、子ども・子育て支援法(平24法65)19条1号に該当する子どもについても市町村の判断で一時預かり事業等により長時間施設を利用できること、運営に当たる社会福祉法人等と結ぶ協定により市町村の関与を明確にできること、市町村の判断で予算措置によって運営経費を助成できることなど、公私連携幼保連携型認定こども園の仕組みを活用すること等により可能となることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	179	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
------	-----	------	--------	------	-------

提案事項 (事項名)	私立幼稚園の設置等の認可権限及び財源の移譲
---------------	-----------------------

提案団体	京都市
------	-----

制度の所管・関係府省	文部科学省
------------	-------

求める措置の具体的内容

私立幼稚園の設置等の認可権限及び財源について、指定都市への移譲を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性・支障事例等】

新制度移行後、施設給付を受ける私立幼稚園の確認権限(給付の実施主体)が市となっている中、私立幼稚園の設置認可権限を有する府との間で、連絡調整の手間が生じている。

幼稚園は公立より私立の方が圧倒的に多く、保育所は公私立問わず市に設置認可等の事務権限があることを踏まえ、市が一元管理し、幼児教育・保育の在り方を一体的に検討していく必要がある。

【移譲による効果】

本市においては、約9割の在園児が通う私立幼稚園の重要性を認識し、市独自で補助金を交付しているが、これを京都府が行っている補助と一体的に行うことで、より地域の実情にあった効果的な制度を構築できると考えている。

【昨年の提案募集における省庁の見解への反論等】

指定都市市長会から提案を行ったが(管理番号:421)、「①平成27年度からの子ども・子育て支援新制度への移行に關し、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。」、「②高等学校以下の私立学校に係る設置認可等の事務は都道府県に一元化されている。」ことから、「対応不可」とされた。

しかしながら、①については、私立幼稚園の設置認可等の主体が移行しても、制度そのものに大きな影響を与えるわけではなく、既に新制度が動き出したことに鑑みると、現時点では移譲に支障はないと考えられる(新制度の施行自体が情勢変化である。)。

また、②については、質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域の子育て支援の充実等を推進する「子ども・子育て支援新制度」の目的を達成するためには、私立という括りではなく、幼児教育・保育という括りで捉える必要がある。

根拠法令等

学校教育法第4条第1項第3号

各府省からの第1次回答

本提案については、昨年、
・現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。
・また、本年7月に実施した「私立幼稚園(認定こども園を含む)の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」では、平成27年度から新制度に移行する(検討中を含む)と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において私立幼稚園の認可権限を指定都市に移譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。
と回答しており、新制度が施行されて間もない現時点においてもなお情勢に大きな変化は見られない。このため、全国一律に権限を移譲することは考えていないが、現行制度上、都道府県知事の権限に属する事務のうち、都道府県と指定都市の間で調整が調ったところについては、事務処理特例により対応が可能であるため、本提案については、まずは、提案指定都市と府・県との間で協議していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

全国一律の権限移譲は考えていないという貴省の回答の根拠は、昨年の貴省の回答にある全国知事会の意見や幼稚園の意向を引用し、新制度が施行されて間もない現時点においても情勢変化が見られないから、ということであると理解するが、本市は当該回答を踏まえたうえで、①子ども・子育て新制度の目的を達成するには、私立という括りではなく、市に公私とも設置認可等の権限がある保育所と同様に幼児教育・保育という括りで捉える必要がある、②本権限が移譲されても認可主体が変わるだけであり、新制度そのものに大きな影響を与えるものではない、という理由で今回提案したものである。
特に、①については、子ども・子育て支援新制度において、量の見込みと提供体制の確保を市が事業計画として策定することとされている趣旨に鑑みれば、重要な視点であると考える。
貴省が、全国一律に権限を移譲することを考えていないことであれば、単に昨年と同じく全国知事会の意見や幼稚園の意向という周辺事情のみを理由として示すのではなく、本市が提示した理由①に対する貴省の見解を示して頂くとともに、理由②に対しては、貴省の「幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。」という見解の具体的な状況を明確に示したうえで、回答を示していただきたい。
また、事務処理特例についてはあくまで例外的な制度である。幼児教育・保育を担う施設については、すべて一元管理すべきであり、事務処理特例という例外的な制度に拘らず、法律上明記すべきである。
したがって、少なくとも、実現に向けた検討や調整を進めていただきたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

大阪市、堺市

○市内には126園の私立幼稚園があり、大多数の幼児が、広域的というより、それぞれの生活圏内の私立幼稚園に就園している。(平成26年度就園奨励費補助金実績より市内私立幼稚園就園率約93%)
子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、新制度に移行する私立幼稚園の施設型給付に関する事務や「認定こども園(幼保連携型)」の認可については大阪市が行うが、私立幼稚園の認可については、大阪府の認可権限となり、権限・窓口が二元化している。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地からの配慮が必要なこと及び、私立学校行政は幼稚園以外を含め一体的な実施が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。

【全国市長会】

提案内容の措置を求める。

なお、当該事務・権限の移譲の検討にあたっては、指定都市から下記のとおり留意すべき事項が挙げられたことを申し添える。

＜留意すべき事項＞

- ・新制度が施行されて間もないため、事業者の混乱を避け、また、自治体において円滑に事務が執行されるよう、移譲に向け余裕をもったスケジュールを確保されたい。

各府省からの第2次回答

全国知事会からの意見にもあるように、私立幼稚園は市町村の区域を越えて利用されており、広域的な見地から配慮が必要であることから、原則、市町村の新制度の実施に当たっては、都道府県による私立幼稚園の設置認可という既存の制度を前提に実施されるべきものであり、この前提は新制度の施行により直ちに変わるものではない。

また、新制度の本年4月の施行後、各自治体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換等を行うため、内閣府・文科省・厚労省の職員が各都道府県を訪問しており、8月末までに20県の状況を聴取したところ、新制度の実施に伴う事務量の増加や煩雑化が課題という意見を聞いている。このようないま、全国一律に、新たに設置認可に係る事務を移譲することは新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。

しかしながら、ご指摘の、新制度においては市町村が地域のニーズに基づき計画を策定し教育・保育給付を実施する立場であることから、私立幼稚園についても認可権限がある方が、運用が円滑になるというご趣旨については、そのようなケースもあり得ると考えられる。事務体制についても、新制度の施行直後の現時点においても対応可能な自治体もあり得ることから、移譲の可否についてはケースバイケースであり、提案指定都市と府との間で協議していただきたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

一

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	329	提案区分	A 権限移譲	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	私立幼稚園の認可権限等の移譲				
提案団体	横浜市				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

現在、道府県が行っている「私立幼稚園の認可」、認可に必要な答申を審議する「私立学校審議会の設置運営」、私立幼稚園への「運営指導」及び「補助金交付」にかかる事務の権限・財源を指定都市に移譲。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

子ども・子育て支援新制度の実施主体が市町村であることを踏まえ、新制度の給付対象施設への移行促進や保育所待機児童解消の継続に向けた円滑な対応ができ、幼児教育行政と保育行政を一体的に捉えた総合的な子育て支援策の実施が可能となる。

【支障事例】

(新制度下における市と県の権限のねじれ)

新制度移行により、認可及び認可に伴う指導権者と、給付対象施設としての確認及び確認に伴う給付費支給や運営指導を行う者が一元化されていないわかりにくさや煩雑さが、新制度移行が事務負担増だと捉えられる要因になっている。

認可定員を超過し園児を受け入れている園が給付施設に移行する際、園は市に定員適正化計画の提出や毎年の実績報告を行う。市は利用定員との齟齬等を確認するが、最終的には認可権者である県の判断を仰ぐ必要があり、新制度の実施主体が市町村である理念と実態が乖離している。

【地域の実情を踏まえた必要性】

(設置者側の状況)

幼稚園のみを運営する法人に比べ幼稚園と小・中・高等学校を運営する法人は少なく、私学審の設置権限を移譲した際、学校種別により手続き先が異なる影響は限定的である。

(利用者側の状況)

従来、市民から私立幼稚園の運営等に対する苦情があった際、市が指導できるのは市補助事業に関する範囲に限定される。そのほか園運営に関しては市として私立幼稚園に指導を行う権限がないため、苦情内容を設置者に伝えるにとどまる。住民にとって一番身近な行政機関である市に、市内の教育施設に指導を行う権限がないことや、認可保育所の指導権限が市にあることとの違いに対し理解が得られず更なる苦情を招くとともに、市民の要望に応えられていない。

根拠法令等

私立学校法第9条、私立学校振興助成法第9条、学校教育法第4条

各府省からの第1次回答

本提案については、昨年、
・現行制度では、効率的な事務の遂行や広域的な観点から、高等学校以下の私立学校に係る設置廃止等の認可や学校法人の設立認可、解散命令、学校法人に対する補助等の事務については、都道府県に一元化されており、全国知事会からも慎重に検討すべきとの意見が出ている。
・また、本年7月に実施した「私立幼稚園(認定こども園を含む)の子ども・子育て支援新制度への移行に関する意向調査」では、平成27年度から新制度に移行する(検討中を含む)と回答した私立幼稚園は約2割となっており、このような状況下において私立幼稚園の認可権限を指定都市に移譲することは、幼稚園関係者に多大な混乱を招き、新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。
と回答しており、新制度が施行されて間もない現時点においてもなお情勢に大きな変化は見られない。このため、全国一律に権限を移譲することは考えていないが、現行制度上、都道府県知事の権限に属する事務のうち、都道府県と指定都市の間で調整が調ったところについては、事務処理特例により対応が可能であるため、本提案については、まずは、提案指定都市と府・県との間で協議していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

・事務処理特例で対応が可能な項目には補助金交付事務が含まれていないため、本市が要望する私立幼稚園の設置認可権限及び私立学校審議会の設置運営、私立幼稚園への運営指導も含めた包括的な権限・財源の移譲は実現しない。補助金交付に伴う権限が伴わない認可・指導権限の範囲のみの移譲では、本市として実質的に行使できる権限の範囲は限られるとともに、実効性の担保がない。

・幼保連携型以外の認定こども園の認定等に係る権限移譲については、幼保連携型を含めた認可・認定事務を統一して本市で行うことで事業者の利便性が向上することを目的に事務処理特例で行っている。一定程度の効果があったが、本市の独自基準を策定したくても、実際には、県下に複数の市町村が存在するため県との調整に時間を要し、本市の他施策との整合性がとりにくいなどの課題が生じている。また、移譲範囲が部分的であるため二重行政の解消には至っていないのが現状で、今後さらに二重行政の解消を進めるためには、私立幼稚園の認可権限等の移譲が必要である。県と市が個別に協議し部分的な権限・財源を移譲するにとどまるのではなく、法により包括的に事務の権限・財源が移譲されることで、事務執行する市町村がこれまでの施策の継続性を保持しながら、事業者や市民に対してわかりやすく、責任をもった施策運営が可能となる。

・現状では子ども・子育て支援新制度に移行する予定の園は多くないが、都道府県と指定都市の幼稚園に関する権限のねじれが解消されることにより、保育行政(子育て支援)を総合的に担う本市としてきめ細かな移行支援が可能となり、より多くの園が新制度に移行することが想定される。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

堺市

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

私立幼稚園は市町村の区域を超えて利用されており、広域的な見地からの配慮が必要なこと及び、私立学校行政は幼稚園以外を含め一体的な実施が必要であることを踏まえ、提案は慎重に検討すべきである。

【全国市長会】

提案内容の措置を求める。

なお、当該事務・権限の移譲の検討にあたっては、指定都市から下記のとおり留意すべき事項が挙げられたことを申し添える。

<留意すべき事項>

・新制度が施行されて間もないため、事業者の混乱を避け、また、自治体において円滑に事務が執行される

よう、移譲に向け余裕をもったスケジュールを確保されたい。

各府省からの第2次回答

全国知事会からの意見にもあるように、私立幼稚園は市町村の区域を越えて利用されており、広域的な見地から配慮が必要であることから、原則、市町村の新制度の実施に当たっては、都道府県による私立幼稚園の設置認可及び都道府県が私学助成を行う場合の国による補助等という既存の制度を前提に実施されるべきものであり、この前提は新制度の施行により直ちに変わるものではない。

また、新制度の本年4月の施行後、各自治体において直面している運営上の課題等に関する情報交換・意見交換等を行うため、内閣府・文科省・厚労省の職員が各都道府県を訪問しており、8月末までに20県の状況を聴取したところ、新制度の実施に伴う事務量の増加や煩雑化が課題という意見を聞いている。このようない中、全国一律に、新たに設置認可に係る事務を移譲することは新制度の施行に重大な悪影響を及ぼしかねない。

しかしながら、ご指摘の、新制度においては市町村が地域のニーズに基づき計画を策定し教育・保育給付を実施する立場であることから、私立幼稚園についても認可権限がある方が、運用が円滑になるというご趣旨については、そのようなケースもあり得ると考えられる。事務体制についても、新制度の施行直後の現時点においても対応可能な自治体もあり得ることから、移譲の可否についてはケースバイケースであり、提案指定都市と県との間で協議していただきたい。

なお、私立学校振興助成法第10条において国又は地方公共団体は学校法人に対して補助金を支出することができるとしており、現行制度においても、市町村から私立幼稚園に対して補助金を支出することは可能である。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

一

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	212	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等				
提案団体	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。

一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上で進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。

(参考)

保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助

幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助

【制度改正の必要性】

以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。

根拠法令等

(保育所等整備交付金)

児童福祉法第56条の4の3

保育所等整備交付金交付要綱

(認定こども園施設整備交付金)

認定こども園施設整備交付金交付要綱

各府省からの第1次回答

認定こども園の施設整備に係る支援については、今年度は文部科学省及び厚生労働省で事業募集や内示時期を合わせる等対応しているところ。なお、交付金の所管の一元化については、予算編成過程での検討が必要あり、現時点で回答は困難であるが、事務手続については引き続き運用改善について努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

交付金制度の一元化については「予算編成過程での検討が必要」ということであるが、運営費補助は既に一元化されており、現行の施設整備補助の制度を維持しなければならない特段の理由がない限り、一元化に向けた検討を基本に進めるべきである。

なお、本年度、文部科学省と厚生労働省でそれぞれの事業募集や内示の時期を合わせるなどの対応をしているとのことであるが、単一施設を2つの制度で助成する以上当然の対応であり、都道府県や市町村をはじめ、特に施設設置しようとする各設置事業者にとっては、書類作成等事務が二重となるなど、実際に多大な負担を与えていることにはかわりではなく、事務負担を軽減するためにも、交付金制度の一元化を図ることが必要である。

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞

青森県、秋田県、能代市、鹿角市、遊佐町、福島県、栃木市、小山市、前橋市、埼玉県、上越市、安曇野市、浜松市、豊橋市、春日井市、豊田市、大津市、福知山市、堺市、高槻市、奈良市、和歌山市、安芸高田市、香川県、新居浜市、熊本市、宮崎市、栃木県、岐阜県、大阪狭山市

○幼保連携型認定こども園に係る施設整備に係る交付金について、市町村からの交付手続きは、新設に加え改築や大規模修繕でも同様に、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行う二重事務となっているほか、供用部分の1号、2・3号入所定員数等による按分といった煩雑な作業・手続きが必要となっている。

県においても同様に、保育所部分は県内市町村分を取りまとめ、内容精査のうえ厚生労働省に進達するのに対し、幼稚園部分は市町村の施設毎の協議は文部科学省で内容審査を行うにも関わらず、県から同省への交付申請を行い、また、県から市町村へ交付するための交付要綱・要領等の整備や交付事務が必要となるといった二重事務が生じている。

予算面でも、同一施設であるのに幼稚園部分のみ県予算への計上が必要となり、県民にとって分かりにくい仕組みとなっている。

このため、事務の効率化や対外的なわかりやすさ等の観点から、施設整備交付金の所管の一元化が必要であると考える。

○H27施設整備交付金活用予定で、二重の事務が発生している。このため、交付金所管にかかる一元化等の改善を求めます。

○認定こども園施設整備の国庫補助については、保育所部分は「保育所等整備交付金（厚生労働省）」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金（文部科学省）」と別々であり、交付金事務が繁雑化している。また、事業実施にあたっても、両方の交付金の内示が出ないと事業に着手することができず、スケジュールの遅れにもつながっている。事務の効率化や施設整備の早期完了を図る上でも、所管の一元化や事務の流れの統一化などの改善を行ふことを求める。

○認定こども園等の施設整備では、保育部分の整備は厚労省所管「保育所等整備交付金」を、教育部分の整備は文科省所管「認定こども園施設整備交付金」を活用しています。幼保連携型認定こども園へ移行のための施設整備を行なう場合、保育部分・教育部分の両方を整備する必要が多く、その場合は、単一施設での2つの交付金を活用することとなり、二重の事務が発生する他、交付額は、工事費を保育・教育に係る部分の定員や面積等で便宜上按分して算出するなど事務が煩雑となっています。

○認定子ども園の整備については、国の進める施策であり、今後多くの幼稚園が認定こども園に移行するにあたり、補助金を活用した施設整備が行われるものと考える。提案のとおり、同一施設についての市町村の補助手続き事務の一本化を要望する。

○平成27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、幼稚園でも保育所でもない単一の施設とされている。しかしながら、施設整備に係る国の補助金は、幼稚園部分と保育所部分という概念が入り込み、施設側は別々に申請しなければならず、事務負担が大きいという支障が生じている。事務の煩雑さを改善するために制度を改正する必要がある。

○申請者である市町村が同一整備事業について2つの補助事務を行っており、事業者、市町村、県とともに二重の事務をしている。

○本年度幼保連携型認定こども園に施設整備に対する補助を予定しており、文部科学省、厚生労働省それぞれへ交付金の交付申請を予定しているところであり、二重の事務が生じている。事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化や、事務の統一化などの改善を行うことを求める。

○交付を受ける立場である市においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。

○二重事務により、国からの補助金にかかる決定通知等に時差が生じるため、市の補助金支出事務に遅延が生じる恐れがあるため、所管の一元化などの改善を求めます。

○「子ども・子育て支援新制度」において、認定こども園の普及が謳われているなか、市の計画として、市立幼保施設をすべて幼保連携型認定こども園へ移行するため取組を推進しているとともに、私立幼稚園及び保育所に対しても移行を支援しているところである。

しかしながら、新制度では、従来バラバラに行われていた認定こども園等に対する財政措置の仕組みを改善するため、「施設型給付」等を創設することで一本化されたにも関わらず、施設整備の段階での財政支援に対する改善がなされていない。

私立幼稚園及び保育所に対する意向調査においては、認定こども園や新制度に係る国の財政支援の先行きが不透明であり、今後の動向により判断するとした園が多くあり、施設整備に対する財政支援が煩雑である状況も要因のひとつとなっている。

以上より、移行促進等の観点から、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度については、制度及び所管の一元化や、少なくとも事務の統一化等の改善を求めるものである。

○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金を申請する場合、単一施設であるにも関わらず幼稚園部分は文部科学省に保育所部分は厚生労働省に交付申請等をしなければならず、交付申請等の提出書類は省ごとに作成しているが、書類の様式似ているが異なる部分もあり事務が非効率で煩雑である。

また、交付金額の算出も、建設費用を幼稚園部分と保育所部分の定員数で按分した上で、各省の交付要綱に則り交付金額を算出することになっているなど、算出する事務も煩雑となっている。

○幼保連携型認定こども園はないが、幼稚園型認定こども園の施設整備に係る申請手続き等を行う際に、同様に二重の事務が発生している。また、各省で、補助対象となる施設整備の内容や、申請期限等も異なるため混乱している。

○認定こども園の整備に関する交付金については二本立てとなり、県及び市町村の事務が煩雑になるだけでなく、事業者にとっても複雑で非常にわかりにくい内容となっているため、運営に係る施設型給付費と同様に、明瞭で簡潔なものとなるよう、制度の改善を求めます。

○保育所等整備交付金は、直接、国より交付されるため、幼保連携型認定こども園を整備する際には、保育機能部分のみ補助を行っている。

幼稚園本体と一体的に整備する際には、県との協議が必要となってくるが、国の所管が異なることや、施設側も県と市の二つの行政機関から補助金を受けるなど、手続きが煩雑になっている。

このため、幼保連携型認定こども園整備補助について一元化することは、事務の簡素化のために望ましいと考える。

○認定こども園整備を施設として一体的に進めるに当たり、厚生労働省、文部科学省双方の内定を待つことになるため、時間的なロスが発生し、円滑な事業遂行に支障が生じている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

保育所等整備交付金は児童福祉法に基づく法律補助として実施している。一方で、認定こども園施設整備交付金は法律上の根拠を有しない予算上の国庫補助事業として実施しており、また補助区分についても、保育所等整備交付金が直接補助事業であるのに対し、認定こども園施設整備交付金は間接補助事業である等の理由から、ご提案のように補助金を一元化することは難しい。

事務手続の煩雑さについては認識しているため、可能な限り事務手続が煩雑とならないよう交付要綱や協議書の一本化等を含め、具体的な対応策について努めてまいりたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(内閣府及び厚生労働省と共管)[再掲]

幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の交付要綱や協議書の一本化等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

重点事項通番：5

管理番号	323	提案区分	A 権限移譲	提案分野	医療・福祉
------	-----	------	--------	------	-------

提案事項 (事項名)	幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る権限の移譲
---------------	---------------------------------

提案団体	指定都市市長会
------	---------

制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省
------------	-----------------

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理等の権限を現行の都道府県から指定都市へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

(制度改正を必要とする理由)

平成27年4月施行の子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育を総合的に提供することを目的としており、住民に身近で高度な専門能力を有する指定都市が認定こども園に係る権限を包括的に持つことにより、地域の実情に応じた効率的、効果的な事業実施が可能となる。

また、昨年提出した本件提案に対しては、所管府省から、新制度の円滑な施行に支障が生じることから、現時点では対応不可との回答が示されたが、新制度が施行されたことと併せ、条例による事務処理特例は8市で適用されていること等から、円滑な権限移譲に向けた環境は整っているものと考える。

(支障事例)

幼保連携型認定こども園の認可権限は指定都市に付与されているが、他の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」認定こども園の認定権限は引き続き道府県に存置されている。

一方、子ども・子育て支援法第31条の規定による確認については指定都市が行う必要があることから、幼保連携型以外の認定こども園の設立に当たり、事業者は道府県と指定都市の両方に手続を行わなければならず、煩雑である。

子ども・子育て支援新制度のもとでは、指定都市は、当該地域内の保育・教育ニーズに応じた事業計画を策定し施策実施に関する責任を負うにもかかわらず、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に係る認定権限を有しておらず、需給調整を直接行うことができないため、計画的・機動的な基盤整備の推進に支障が生じる。

根拠法令等

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条 等

各府省からの第1次回答

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定権限については、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)」において、「都道府県と指定都市間の調整が整ったところから、条例による事務処理特例制度により権限移譲できるよう通知するとともに、条例による事務処理特例制度に基づく指定都市における認定状況、子ども・子育て支援新制度の施行状況等も踏まえつつ、指定都市に移譲する方向で検討を進める。」とされている。
本閣議決定を受け、平成26年3月31日付事務連絡において、各都道府県・指定都市に対して条例による事務処理特例制度により権限移譲できる旨周知したところである。子ども・子育て支援新制度については本年4月に施行されたところであり、今後の施行状況等も踏まえながら引き続き検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

以下の理由から、提案内容の措置を求める。

- ・平成26年9月の文部科学省の調査によると、平成28年度以降に認定こども園に移行する予定あるいは検討中の私立幼稚園は全体の半数以上にのぼり、主に待機児童解消を進めるため、依然、認定こども園の認定権限を指定都市に移譲することは重要である。
- ・すでに20市中14市で事務処理特例の適用を受けているか適用に向けた道府県との協議中であり、当該権限の移譲を受ける環境は整いつつある。また、一律移譲こそがあるべき形であるとの考え方から、事務処理特例に係る協議を行っていない市もある。
- ・一律移譲に係る検討の進捗によって、事務処理特例に係る協議をはじめとした、道府県や指定都市の体制整備の検討に影響を与えることから、早期に決着すべきものと考える。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、福島県、豊橋市、高槻市、熊本県

○子ども子育て新制度では、認定は市町村が定める事業計画を基に都道府県が行っている。指定都市に権限を移譲することで市の計画に沿って、柔軟かつ迅速に認定ができる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

指定都市市長会の提案を踏まえ、指定都市へ権限移譲すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 提案団体が示している具体的な支障事例の内容や、事務処理特例による移譲と法律による権限 移譲では意味合いが異なるという点については、ヒアリングを通じて認識を共有することができている。指定都市による計画的・機動的な子育て環境整備を促進する観点で、できる限り早期に一律移譲を実現すべきではないか。
- 提案団体は現実的な支障を示した上で移譲の必要性を主張していることから、仮に現時点で移譲が困難である場合、貴府省としてより具体的な理由を提示すべきではないか。
- 事務処理特例による移譲に係る協議を行っていない個別の指定都市及び道府県、幼稚園関連団体等の状況を確認した上で検討されることだが、本提案は指定都市の総意として提出されていることや、全国知事会からの意見では、「指定都市へ権限移譲すべきである」との見解が示されていることを踏まえ、実現に向けて検討すべきではないか。

各府省からの第2次回答

現在、認定こども園の認定に係る事務・権限の移譲の状況や課題等についてのアンケートを道府県、指定都市等に対して実施し、その調査内容を精査しているところ。今後、その調査結果を基に、対応方針を検討する予定。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

5【文部科学省】

(1)就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平18法77)(内閣府及び厚生労働省と共管)[再掲]

以下に掲げる事務・権限については、指定都市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定及び認定申請の受理(3条1項、3項及び7項並びに4条1項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の審査(3条5項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定をしない旨及び理由の通知(3条8項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園を設置した場合の公示(3条9項)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の取消し及びその公表(7条)
- ・幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に係る関係機関への協議及び教育委員会との連携確保(8条)

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	210	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	条例による事務処理特例における知事への市町村長の要請の規制緩和				
提案団体	中核市市長会				
制度の所管・関係府省	総務省、文部科学省				

求める措置の具体的内容

地方自治法第252条の17の2第3項等の規定により、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決の撤廃

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状】

地方自治法第252条の17の2第3項には、「市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第1項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。」と規定されている。また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項においても、都道府県教育委員会の権限に属する事務の一部に関し、概ね同様の規定がある。しかし、いずれの規定においても、これまで同制度の活用事例は皆無である。

【制度改正の必要性】

市町村長からの要請が行われるのは、都道府県知事への要請にとどまるにもかかわらず、議会の議決という市町村にとっては非常に高いハードルが設定されていることが主たる要因と考えられる。都道府県知事から市町村長への権限移譲の際には、条例改正のための都道府県議会の議決が必要であるが、市町村長からの要請を行う場合には、これに加えて市町村議会の議決も必要となるため、議会への上程手続きや都道府県知事と市町村長との協議等を考慮すると、市町村において事務の移譲希望が出現してから実際の権限移譲までには、多大な時間と事務量が必要となる。

このことが支障となり、当該制度を活用することを躊躇せざるを得ない状況にある。

また、地方自治法第252条の17の2第2項の規定によれば、都道府県知事は、都道府県議会の議決を得ることなく、市町村長に協議を求めることができることを考慮すると、著しくバランスを失していると考えられる。加えて、内閣府による「地方分権改革に関する提案募集」制度が創設され、これについては市町村議会の議決を要件とするものではないため、都道府県知事への要請に議会の議決を要することは、必要性が乏しいと言える。

【制度改正による効果】

この要件を緩和することにより、都道府県と市町村間の速やかな協議や議会対応等の事務量の削減へつながり、また、これまで潜在していた市町村側の移譲希望事務も顕在化する等の効果も期待される。

根拠法令等

地方自治法第252条の17の2第3項
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項

各府省からの第1次回答

地方自治法第252条の17の2第3項では、同条第1項の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合には、

- ①当該事務の処理又は管理執行のための組織等の措置が必要となる場合があること
- ②当該事務について規定する法令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内で市町村に関する規定として適用されること

など、法令で定められた権限主体の変更により、当該市町村の行政運営に大きな影響を与えるものであることから、市町村が都道府県に対して権限移譲の要請を行う際には議会の議決を経ることとされている。

この趣旨を踏まえると、地方自治法第252条の17の2第3項の規定により、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決を撤廃することは困難である。

同趣旨により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項についても、市町村長から都道府県知事に対し権限移譲を要請する際の議会の議決を撤廃することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方自治法第252条の17の2第1項の規定により都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合において、当該事務の処理又は管理執行のための組織等の措置が必要となる場合には、条例・規則等の改正を行うなど、適切な処理を経て権限の移譲を受けることとなる。

これは、都道府県知事の発意により市町村長へ権限移譲を行おうとする場合であっても、市町村長の要請を受けて都道府県知事が権限移譲を行う場合であっても同様の手続きを経る必要があるものであり、市町村長の要請の場合にのみ議会の議決を必要とする理由とはならないと考えられる。

また、同条第2項の規定により都道府県知事が権限移譲を行おうとする場合には協議のみで足りる(市町村長の同意すらも不要である)のに対し、同条第3項の規定により市町村長が要請する場合にのみ議会の議決を課することは、都道府県と市町村の関係が対等であるとは言い難くするとともに、地方分権を推進する上で市町村からの積極的な事務処理の要請を阻害する一因になっていると考える。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

豊橋市

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

市町村長からの要請に際しては、引き続き、市町村議会の議決を必要とするべきである。

第1項の規定による権限移譲を市町村長が要請することは一般的に可能であり、本項の要請に限られない。本項の要請でなければ市町村の議会の議決は必ずしも必要ない。一方、本項の要請は、次項により、都道府県知事に対して速やかに市町村長と協議をする義務を発生させるものであり、要請に当たっては団体意思を確定させるべきである。

なお、第2項の手続は、第1項の規定により都道府県が条例を制定するのに先立って、事前に都道府県知事が市町村長と協議を行うものである。この協議そのものが、市町村長に対し、何らかの義務を発生させるものではない。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

地方自治法第252条の17の2第3項の要請については、市町村長が当該市町村の議会の議決を経て、都道府県知事に対し都道府県知事の権限に属する事務の一部を移譲することを要請してきた場合には、都道府県知事に協議を義務付けるものであるが、これは、市町村長が都道府県知事に対し都道府県知事の権限に属する事務の一部を移譲することを求める手段の一つであって、これ以外の方法により市町村長が権限移譲を求めることが妨げているものではない。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第55条第6項の要請についても、同様である。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

一

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	296	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置の緩和				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

特別支援学校における幼児・児童・生徒の障害の重度化・多様化への対応や地域センター的機能の強化、就労支援の充実のため、(1) 教員定数を用いて、医療職や福祉職等、教員以外の職員を定数配置化したり、(2) 特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置を柔軟に行えるようにするため、標準化法にいう「教職員」に看護師等の医療職を含めるなど配置の緩和を図る。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

本県の特別支援学校においては、障害の重度重複化に伴い、医療ケア等の対象者が増加している。また、インクルーシブ教育の推進に向け、地域の小中学校や高等学校に対し専門的見地から支援を行う地域のセンター的機能のニーズが極めて高まっている。現在看護師や作業療法士、理学療法士等の専門職については自立活動教諭の特別免許状を付与し、教員定数の中で任用をしている。

神奈川県では、教員ではない看護師等を教員定数内で、特別免許状を付与することにより定数内で任用を行っている。児童生徒の医療ケア等の必要なケースは増加傾向にあり、任用に当たっては定数内配置を行っているため、対応の充実を図ることで、一般教諭の定数を減ずる状態となっている。

多様なニーズへの対応から専門職(理学療法士や作業療法士など)との連携による児童生徒に対するアセスメント(支援ニーズの明確化)の要望も高まっている。実際に指導改善につながるケースが報告されており、地域の小中学校に対するセンター的機能の発揮にも力を発揮している中、専門職の任用についても教員定数で任用しているため、一般的な教員定数を減じている状況である。

【地域の実情を踏まえた必要性】

特別支援学校では、障害の重度重複化やインクルーシブ教育推進について、医療ケア等や地域センター機能のより一層の充実を図る必要があり、看護師や理学療法士など医療職等の専門職員を教職員として定数配置している。また、特別支援学校に配置される看護師等に求められるのは、医療的ケアの業務が中心であることから、特別免許状を付与せずとも特別支援学校における教職員以外の医療職等の配置の緩和を図る必要がある。

また、特に看護師については、医療ケア等を安全に実施するための十分な人員確保が必要であり、病気療養等での突発的な欠員が起こった場合は、児童生徒の教育保障のため柔軟な人員補充の対応が必要となる。特別免許状を付与する場合は任用までに2ヶ月程の期間を必要とするが、配置が緩和され特別免許状を付与する必要がなければ、2週間程で臨時の任用が可能となる。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教員定数の標準に関する法律第2条第3項

各府省からの第1次回答

本提案の実現のためには、これらの職を学校教育法において規定し、さらに義務標準法においてこれらの職を定数の対象とともに、義務教育費国庫負担法に基づく予算措置を行う必要があり、恒久的な財源の確保が必要となる。また、現在、義務標準法で定数算定の対象となっている各職種の教職員も様々な課題を抱えており、まずは現在の義務標準法の定数算定の対象となっている各職種の定数措置が必要であると考えている。したがって、本提案をただちに実現することは困難である。

なお、日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する学校における対応については、設置者が、医師、看護師その他の医療関係者や保護者等との連携協力の下に体制を整備することが必要であり、在籍する児童生徒の実情等を踏まえ、必要に応じ、看護師の配置等を行っている。こうした取組を支援するため、文部科学省においては、平成25年度に特別支援学校への看護師配置に係る経費の一部を補助する制度を創設し、医療的ケアを必要とする児童生徒等に関する設置者の取組を支援しているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

特別支援学校においては、インクルーシブ教育システムの構築が推進されることで、よりセンター的機能を充実させていくことが今後期待される。多様な学びの場の整備に向けた多様な職種による幼児、児童、生徒支援については、現在もそのニーズに対応し、特別支援学校の教職員が奮闘している現状がある。現行の課題解決とともに各医療職や福祉職を定数算定の対象として、子どもたち一人ひとりのニーズに柔軟に対応できる体制づくりが推進されることにつながるので、早期実現を引き続き要望する。

また現在、医療的ケアを必要とする児童・生徒の増加やケアの重度化は他の都道府県においても同様の傾向にあると認識している。平成25年度からの看護師配置に係る経費の一部補助制度に関しては承知しているところであるが、医療的ケアの必要性は、一時的なものではなく、恒久的なものであると考えられる。その意味においても、センター的機能の充実と合わせ、定数算定の対象として安定した雇用と安心安全な学校づくりにつながるものと考えている。

こうしたことから、各医療職等が柔軟に任用できる制度確立について、早期対応を引き続き要望する。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、高岡市、山梨県、甲府市、神戸市、鳥取県、日吉津村、山陽小野田市、八幡浜市、長崎県、沖縄県、岐阜県、千葉県、高知県

○教員ではない看護師資格保有者に自立活動に係る臨時免許状を与え、定数内配置を行っている。
一般的教員定数を減じて配置している状況である。

○医療的ケアを担当する看護師は、教職員定数の中での任用ではなく、市費負担で任用している。看護師は、非常勤職員としての任用であり、児童生徒の校外学習に付添いができないため、校外学習や看護師の有給休暇取得による不在時には、保護者が付き添う必要があるなど、不便が生じている。特別支援学校における看護師については、教職員以外の医療職等の配置の緩和により、教職員定数の中での任用とし、児童生徒の安全を確保し、充実した教育の実現を望む。

○県の特別支援学校は、教員の専門性を活かして、校内だけでなく地域における特別支援教育のセンター的機能を担っており、幼稚園・保育所・小中学校・高等学等への支援を行っているが、平成25年度から文部科学省の特別支援学校機能強化モデル事業(センター的機能充実事業)による国からの委託を受ける中で、肢体不自由特別支援学校にPT、OT、聴覚障害特別支援学校にST、知的障害、病弱特別支援学校及び総合教育センターに心理士を配置し、支援体制の強化を図っているところである。

文部科学省の委託事業は、平成27年度をもって終了する予定であるが、PT等の専門家の活用は、学校現場はもとより、保護者からも高く評価されているところであり、インクルーシブ教育システム構築にあたっては、より専門的な指導助言が求められている。今後、標準化法にいう「教職員」にPT等の専門家や看護師等の医療職を含めるなど配置の緩和を図ることを求める。

○障害の重度重複化に伴い、学校に求められるニーズも多様化する中、医療ケア等が必要なケースは増加傾向にある。

人的配置の拡大を含め、「教職員」に看護師等の医療職を含めるなど配置の緩和を求める。

○【支障事例】

本市の特別支援学校においても、障がいの重度重複化に伴い、医療ケアの対象者が増加している。現在、市の特別任用職員として、看護員を配置している。しかし、勤務時間の関係から、安定して看護員を確保することができない。また、それらの職員は、子どもへの医療ケアをするという実務に従事しているため、地域の小中学校への支援を行なっていない。従って、現在医療ケアの必要な子どもへの対応は最低限確保できているが、医療職等の専門職員として教職員を配置することはできていないため、大きな課題を感じている。

○教員定数を減じて看護師を特別非常勤講師として特別支援学校に配置している状況である。また、市単費で外部専門家として、理学療法士等を活用できる事業を実施している。

○本県の特別支援学校における看護師は全て非常勤職員であるが、医療的ケアを必要とする児童生徒の増加に伴い、職員数も増えており、リーダー的役割を果たす看護師が必要と考えているところ。

正規職員である看護師を配置し、看護師グループのリーダーとなることにより、医療的ケアの安全な実施、業務の統括と研修の実施、主治医等との調整、保護者との連携、教職員等への研修会実施等、医療的ケアの質の向上が期待できる。また、地域の医療的ケアが必要な児童生徒へのコンサルテーションなど、センター的機能の発揮も期待できる。

○特別支援の現場においては、医療ケアは非常に重要な位置づけであり、看護師等の十分な配置が必要である。医療職の専門職の派遣を受けているが、特別支援学校からの時間枠のある派遣であるため、学校に常駐の配置の必要性は教育活動の保障のためにも高く、病弱児等の医療ケアの充実が図れると考える。

○インクルーシブ教育システムの推進に当たり、通常学級に医療的なケアを必要とする児童生徒の増加が見込まれる。現在、小学校に在籍児童がいる。このような状況にある児童生徒に対し、近隣の特別支援学校に専門職を配置し、支援を行うシステムは必要であると考えられる。

○障害の重度・重複化に伴い、医療的ケアの必要な児童生徒が多く在籍しており、児童生徒の教育活動の充実と安全・安心な学校生活の確保のために8校に13名の看護師(非常勤)を任用している。現状、どうにか安全に教育活動を行っているものの、看護師が体調を崩した場合や休暇時への対応に苦慮するケースも多々見受けられるなど、人数的には厳しい状況が続いている。現在、国からの補助制度があるとはいえ、十分とは言えず、受領できる補助金額も年々減少しており、財政的な負担も増加している。

○障害者差別法の施行に伴い、インクルーシブ教育システム構築の推進及び障害の重度・重複化への対応、特別支援学校のセンター的役割の充実を図っていくことは重要である。

個々の障害の状態や多様なニーズへ対応を図っていくためには、看護師や理学療法士、作業療法士等の専門的な知識を有する職員が不可欠であると考える。

以上のことから、特別支援学校への医療職や福祉職の配置を考えていただきたい。

○障がいの重度重複化にともない、医療的ケアに携わる看護師や作業療法士、理学療法士等の専門職員の必要性が従来以上に高まっている。

そうした中で、厳しい財政状況下にあって常勤看護師を県単独予算で配置している。一方、非常勤看護師や作業療法士、理学療法士等については教員定数を一部減ずることにより配置しているが、このことにより必要な教員を十分に確保できていない現状がある。

必要な教員数を確保しつつ、医療職や福祉職等の専門職員の配置を図る必要があることから、「提案」のとおり、標準法にいう「教職員」に医療職等を位置づけるなどして定数化が図られるとよいと考える。

○医療的ケアを必要とする児童生徒は、本市においても増加している。

本市では、特別支援学校においては、パート看護師を配置し、一定の研修を受け認定特定行為業務従事者となった教員とともに医療的ケアを行っている。小中学校においては、医療的ケアを保護者または保護者の依頼した看護師が行っている。

しかし、今後も需要が増加し、難しい医療的ケアが必要となっていく現状に対して、パートやボランティアの看護師、教員で対応するには限界がある。

○教員定数を利用して看護師の配置を行っている。県の単独事業で特別非常勤講師として雇用をしているため、任用までに数ヶ月を要することもなく実施することができている。一方で、特別非常勤講師のため、勤務時間に制限があり、会議等の参加ができないといった課題がある。

標準法の「教職員」に看護師等の医療職が含まれることにより、改善が期待できる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。

各府省からの第2次回答

本提案の実現のためには、これらの職を学校教育法において規定し、さらに義務標準法においてこれらの職を定数の対象とするとともに、義務教育費国庫負担法に基づく予算措置を行う必要があり、恒久的な財源の確保が必要となる。また、現在、義務標準法で定数算定の対象となっている各職種の教職員も様々な課題を抱えており、まずは現在の義務標準法の定数算定の対象となっている各職種の定数措置が必要であると考えている。したがって、本提案をただちに実現することは困難である。

日常的に医療的ケアを必要とする児童生徒等に対する学校における対応については、設置者が、医師、看護師、その他の医療関係者や保護者等の連携の下に体制を整備することが必要であり、在籍する児童生徒の実情等を踏まえ、必要に応じ、看護師の配置等を行っている。こうした取組を支援するため、文部科学省においては、平成25年度に特別支援学校への看護師配置に係る経費の一部を補助する制度を創設し、医療的ケアを必要とする児童生徒等に関する設置者の取組を支援しており、平成28年度概算要求においても、看護師、PT,OT,ST等の特別支援教育専門家等配置のために要する経費の一部の補助を要求している。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

一

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	297	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーに係る学校職員としての位置づけ及び標準法による定数化				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを新たに学校職員として位置づけ、標準法において定数配置化する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において重要な役割をもっているにもかかわらず、現在は、国庫補助金によって一部財政措置を受けているのみで、地方での事業は、国の交付決定額によって影響を受けている。

【地域の実情を踏まえた必要性】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの教育現場における重要性に鑑み、現在のような補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化と雇用の安定を図ることで、学校における相談・支援体制をより充実させる必要がある。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項

各府省からの第1次回答

「チームとしての学校の在り方」に関して、平成26年7月に中央教育審議会に諮問し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの在り方についても議論が進められているところであり、その議論の内容を踏まえて検討を進めていく必要がある。

一方で、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに原則必要とされている資格の保有者が地域によって偏在しており、現状では学校等に置く標準的な職として位置づけることが適当であるとはいはず、また、常勤の職としての人材確保や恒久的な財源の観点から、ただちにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを定数算定し、国庫負担の対象とすることは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在の社会情勢等による貧困やいじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等への対応について教育現場がいかに応じていくか、社会の関心は高まってきており、本県の県民はもとより多くの国民がその必要性を感じているととらえている。

貧困への対応、問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの教育現場における役割の重要性に鑑み、新たに学校職員として位置づけ、標準法において定数配置化することについて、早期実現を引き続き要望する。

＜新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）＞

花巻市、鹿角市、真室川町、郡山市、高根沢町、三鷹市、甲府市、長野県、大町市、岐阜県、浜松市、愛知県、豊橋市、みよし市、兵庫県、日吉津村、奥出雲町、柳井市、山陽小野田市、八幡浜市、東温市、高知県、春日市、長崎県、小林市、沖縄県

○不登校児童生徒に対する支援や、いじめの未然防止・早期対応等において、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの役割は重要なになっている。県派遣のスクールソーシャルワーカー等とともに、市配置の教育相談員と生徒支援員が、児童生徒及び保護者に対して支援を行っている。しかし、多様化かつ増加するニーズに対応するのが難しくなってきており、より安定的かつきめ細かな支援を行っていく上では、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化と雇用の安定を図る必要がある。

○学校におけるスクールカウンセラーの必要性は年々増してきている。現在は中学校2校に年間70時間の配置であるが、全ての学校に必要と考える。

○各小中学校にスクールカウンセラー又は教育相談員を配置しているが常駐ではない。児童生徒の問題行動等の早期発見・早期対応を行うために必要な人材だが、地方では人材がないことから、臨床心理に専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを学校単位はもちろん町村単位で配置を要しても配置されない現状である。

スクールカウンセラーの教育現場における必要性を重視し、町村単位で配置できるよう雇用の安定を図り、人材を確保する必要がある。

○「どの子もどの学校においても相談できる体制づくり」を進め、現在は、県の事業と連携し、国の「緊急スクールカウンセラー等派遣事業」を活用しながら、スクールカウンセラーを市内全小・中学校へ配置するとともに、総合教育支援センターに2名のスクールソーシャルワーカーを配置している。

東日本大震災以降、児童生徒の心のケアは、長期的、継続的に進めが必要であり、支援を必要とする児童生徒の早期発見・対応が重要であることから、臨床心理士や社会福祉士等、高度な専門的知識及び経験をもつスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等による学校支援が引き続き必要であるが、集中復興期間終了後の財源確保が危惧されるため、定数配置化を含め、安定的な人員配置を求めたい。

○地方での事業は国の交付決定額の影響を受けているため、十分なスクールカウンセラーの配置がされていない。

○H27からスクールソーシャルワーカーを教育委員会に配置し、中核市であるため国庫補助金を受けており、国の交付決定額によって影響を受けている。

(スクールソーシャルワーカー:学校教育課)

現在、国の補助事業により中学校全校に配置される方向であり、現状として支障事例はないが、補助事業が打ち切られこととなった場合、支障が出る可能性がある。

(スクールカウンセラー:教育センター)

○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの専門性が教育現場では不可欠となっている。また、チームでの学校運営推進のために新たに学校教員として位置付け、標準法で配置の適正化と雇用の安定を図る必要がある。

○児童生徒の不登校や問題行動等は複雑な要因により生じており学校だけは対応・指導改善が困難なケースが増加していることから、スクールソーシャルワーカーの増員に取り組んでいるが、国庫補助による十分な財政措置が受けられていない現状があるため、継続的な配置に支障が及ぶ懸念がある。

よって、国庫補助制度の充実を望むという点について提案の趣旨(方向性)に賛同する。

○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において必要不可欠なものだと考えている。

補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化・雇用の安定を望む。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが係る事例が多くなり、学校職員として位置付けていただくことが望ましいと考える。

○【制度改正に必要性と効果】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において重要な役割をもっており、標準法において定数配置化する。

【支障事例】

現行制度に基づいた国庫補助金の一部しか交付されておらず、地方財政を圧迫している。

○カウンセラーは市内全小中学校に配置されているが、学校規模により配置時数が決められ、小学校においては月に1～2回程度しか勤務日がない。未然防止や早期発見・早期対応が目的であれば常時勤務が望まれる。

ソーシャルワーカーは県からの派遣が一部市町に限られ、本市においては今年度派遣されておらず十分活用ができていない。

なお、学校職員として位置づけ、標準法において定数配置化するにあたっては、国庫負担の対象にすることも含め給与制度を明確にし、県費負担教職員として常時勤務できることを望む。

○年々、スクールカウンセラー等の配置を希望する高校が増加していることから、スクールカウンセラー等活用事業に基づき高等学校に配置されるスクールカウンセラー等について、「事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とする」という枠を撤廃すべき旨を提案している(管理番号42)。

本県の提案は、現行の補助制度の要件緩和を求めるものであり、神奈川県の定数化等を求める提案とは措置内容が異なっているが、スクールカウンセラー等の配置促進を求めるという主旨は同じである。

○国庫補助金によって一部財政措置を受けているのみで、地方での事業は、国の交付決定額によつて影響を受けている。

○【支障事例】

・スクールカウンセラー(以下SC)については、県が国庫補助金の助けを借りて、本市を含め各市町に配置している。SCの需要が高まるのに伴い、緊急に支援すべき案件も増える。配置予算の中から緊急支援の費用も捻出するため、緊急支援が増えれば、SCの年間相談時間数を削っていくしかない状況である。

・スクールソーシャルワーカー(以下SSWr)については、市独自に配置しており、本市が国庫補助金を申請している。本年度1名増員したが、補助金は増員分が反映されず、昨年度と同額であった。

・現在のような補助事業ではなく、SCを新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化と雇用の安定を図ることは、本市にとっても有難いことである。各校に根差し、子どもや家庭のすぐそばでタイムリーに支援活動を行うことができる。緊急支援に国庫補助金を充当すべきと考える。

・SSWrにおいては、本市は「社会福祉士の資格を有する」ことを条件としている。その条件のままで学校職員として標準法で定数配置するには、資格を有する人が少ない。まずは社会福祉士の人口拡大と、採用人数に応じた適切な補助金額設定が望まれる。

ただし、標準法による定数化に関することは県の事務であり、市として共同提案をする立場はない。

○政令市や中核市以外で市町負担でスクールソーシャルワーカーを独自に配置している市町があるこ

とから、国の補助事業総枠の拡充と事業主体の拡大が求められている。

○いじめ、不登校などの問題行動はいつ発生してもおかしくない中で、未然防止を含む体制整備の難しさもある。スクールソーシャルワーカー等を標準法における定数配置化されることにより、雇用の安定化に繋がり、学校の支援体制を充実させることができると考える。

○中学校には県費でスクールカウンセラーを派遣してもらっているが、小学校への派遣はないため、町単独で派遣しているが、多額の経費が必要で、学校現場の要望に十分応えられていない。

SSWについても同様であり、迅速適切な対応を行うためには、標準法での配置が必要である。

○スクールカウンセラーは県の配置により、学校で様々な課題対応や相談業務を行っている。また、スクールソーシャルワーカーについては、単市で予算計上し、40時間の派遣ができる状況にある。しかしながら、派遣に関する予算は、地教委により異なり、本市においても児童生徒の課題解決・保護者対応等において、スクールソーシャルワーカーの効果的な配置は今後も必要性が高まっていく。提案のように、標準法に位置づけ、適切な配置ができれば、更に充実した教育活動が展開できると考える。

○スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーは、近年の子どもの事件に対して、また、いじめ、暴力行為、不登校など児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応に有効である。そのため、補助金ではなく学校職員としての位置づけを行うことで、フットワークよく事案の未然防止に貢献できると考えられる。

1つの学校へスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置が難しい場合は、近隣の複数の学校でチームを組み、地域全体で支援できるよう標準法の中に位置づけを行うことが望ましい。

○特にスクールカウンセラーの利用が多く、日数が足りない状況であり、支援を充実させるための定数配置については賛同したい。

○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーについては、定数化により、学校への支援体制の充実や身分保障を図っていく必要があるが、学校職員として位置づけることによる資格に関する専門性や外部性(教職員ではない独立したスタッフとして位置づけられることで、児童生徒、保護者、教職員のどの立場からも相談しやすい体制)等の問題もあり、諸条件の整備等が必要。

○国庫補助金が要望額どおり措置されなかつたため、スクールカウンセラー配置校数の減やスクールソーシャルワーカーの配置時間数の減などにより対応している。このことにより必要とされるカウンセリング等が十分に確保できない状況がある。

○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの重要性は確かであり、現状では十分に対応できているとは言えないが、学校職員として位置付けるのか、学校の要請に対応する形が良いのかは、検討が必要と考える。

○市費でスクールアシスタントを、県費でスクールソーシャルワーカー(1人)を配置するなどきめ細やかな対応には力を注いでいるが、それでもなお一層の対応が求められている。

○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーへの相談が増加傾向にあり、すべてに対応できていない現状がある。

○スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー活用事業に係る国の財源確保については同様に賛同する。

スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを学校教育法上の職員として位置づけ、国の予算措置を提案したい。

○スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において重要な役割を担っているため、現在のような補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化と雇用の安定を図ることで、学校における相談・支援体制をより充実させる必要がある。

○不登校やいじめ等の問題行動の対応のため、スクールカウンセラー等の専門性のより一層の活用と、学校の要求にリアルタイムに応える配置が求められている。

提案内容と同様に、標準法で配置の適正化と雇用の安定を図ることで人材を確保し、学校における相談・支援体制を充実させる必要がある。

○国庫補助金以外に市単費による配置を行っている。中学校区ごとに割り当てる拠点後背地によって、校区の小・中学校に根差した相談体制をとっている。

○【具体的な支障事例】

スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において重要な役割をもっているにもかかわらず、現在は、国庫補助金によって一部財政措置を受けているのみで、地方での事業は、国の交付決定額によって影響を受けている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

「チームとしての学校の在り方」に関して、平成27年7月に中央教育審議会のチームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会より中間まとめが報告された。その中で、「国は、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを学校等において必要とされる標準的な職として、職務内容等を法令上、明確化すること、将来的には学校教育法等において正規の職員として規定し、公立義務教育諸学校の学級編制成及び教職員定数の標準に関する法律において教職員定数として算定し、国庫負担の対象とすること、を検討すること。」とされたところである。文部科学省としては、中央教育審議会の議論の内容を踏まえて検討をすすめていく必要がある。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーに原則必要とされている資格の保有者が地域によって偏在しており、現状では学校等に置く標準的な職として位置づけることが適当であるとはいはず、また、常勤の職としての人材確保や恒久的な財源の観点から、ただちにスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを定数算定し、国庫負担の対象とすることは困難である。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

一

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	298	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	教育支援センター(適応指導教室)の専任教員に係る学校職員としての位置づけ及び標準法による定数化				
提案団体	神奈川県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

教育支援センター(適応指導教室)の専任教員を新たに学校職員として位置づけ、標準法により定数配置化する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、相談や適応指導を行う指導員を教育支援センター(適応指導教室)に配置する必要があるが、当該専任教員の給与については、国の財政措置はなく、地方への負担が大きい。

【地域の実情を踏まえた必要性】

不登校児童・生徒への取組の充実が求められている中で、今後ますます専任教員の配置の必要性が高まると考えられることから、標準法に位置づけ、配置の適正化を図り、児童・生徒へのよりきめ細かい対応を行う必要がある。

根拠法令等

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第2条第3項

各府省からの第1次回答

平成27年1月に立ち上げた「不登校に関する調査研究協力者会議」において、不登校児童生徒を支援するための体制整備等について議論が進められているところであり、当該会議の議論等を踏まえて、検討する必要がある。

なお、本提案の実現のためには、この職を一定の職種として学校教育法において規定し、さらに義務標準法においてこの職を定数の対象とともに、義務教育費国庫負担法に基づく予算措置を行う必要があり、恒久的な財源の確保が必要となる。また、現在、義務標準法で定数算定の対象となっている各職種の教職員も様々な課題を抱えており、まずは現在の義務標準法の定数算定の対象となっている各職種の定数措置が必要であると考えている。したがって、本提案をただちに実現することは困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「不登校に関する調査研究協力者会議」における議論の方向性については、本県も注視している。同会議の議論等を踏まえて検討を進めていただくことは理解できる。

しかし、回答によれば「現在、義務標準法で定数算定の対象となっている各職種の教職員も様々な課題を抱えており、まずは現在の義務標準法の定数算定の対象となっている各職種の定数措置が必要であると考えている」とのことであり、本件は正に定数算定上の大きな課題と考えられることから、速やかな実現を求めるものである。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

花巻市、鹿角市、由利本荘市、郡山市、小山市、高根沢町、横浜市、甲府市、大町市、浜松市、豊橋市、みよし市、兵庫県、日吉津村、柳井市、山陽小野田市、八幡浜市、高知県、春日市、宮崎市、平塚市

- 不登校児童生徒に対する適応指導や教育相談等を行い、学校生活への復帰を支援する機関として適応指導教室を設置している。現在は、主に、不登校となっている中学生が数名通級しており、市雇用の非常勤職員である教育相談員が、週4日間、適応指導を行っている。学校生活への復帰を支援する上では、各校との連携を密にし、児童・生徒へのよりきめ細かい対応が必要であることから、標準法に位置づけ、専任教員等の配置の適正化を図ることが望まれる。
- 適応指導教室は設置していないが、その必要性については検討中である。設置した場合にその指導者としての専任教員は必要と考える。
- 教育支援センター職員の義務標準法による定数化を行い、児童生徒へのよりきめ細かい対応が求められる。
- 不登校やひきこもり、発達障がい等、様々な要因により学校不適応の状況にある児童生徒に対して、社会性や協調性、規範意識や集団生活への適応力を育み、学校復帰と将来の進路実現、社会的自立をめざす力をつけさせるためにも、専任教員による指導・支援が必要であると考える。
現在は非常勤嘱託職員により対応しているが、人材確保の観点からも配置の適正化及び国の財政措置が必要である。
- 適応指導教室(あすなろ)の指導員については、国の財政措置はなく市が負担している。
- 現在、県からの加配により、適応支援教室2教室に3名の教員の配置がなされており、支障事例は生じていないが、今後加配が受けられなくなった場合は、支障が生じる可能性がある。
- 本市の不登校適応指導教室では、不登校となった児童生徒の自立を促し、学校生活への適応を図るために支援・指導を行って在籍校への復帰を図っている。平成26年度には、33名の在籍があり、毎日15名前後の通級者がおり、2名の県費負担加配教員が中心となり、児童生徒一人一人にあった指導・支援を行ってきた。学校教職員として位置づけ、定数配置化することで、不登校児童生徒への更なる安定した指導が大いに期待できる。
- 不登校児童・生徒の学習の場として認めていくためには、学習支援だけではなく、道徳や特別活動等を含めた支援体制が必要となる。学校と連携して支援していくためにも、標準法で配置を位置づけ、定数適正化が必要である。

○本市のあすなろ学級においても、不登校児童・生徒が学校生活を再開するため、指導員による専門的な知識・経験により、学校との連携を図りながら、相談や適応指導を行っている。

不登校児童・生徒への取組の充実が求められている中で、今後ますます専任教員の配置の必要性が高まると考えられることから、標準法に位置づけ、配置の適正化を図り、児童・生徒へのよりきめ細かい対応を行う必要がある。

○中間教室と呼んで不登校傾向にある児童生徒が多く通室している。現在市費による負担が大きく、新たに学校職員として位置付けることで、地方の負担軽減となることを要望する。

○【制度改正の必要性】

不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、相談や適応指導を行う指導員を配置する必要がある。

○市職員及び指導主事を配置しているが、専任教員が定数化されれば費用負担が軽減される。

○当該専任教員の給与については、国の財政措置はなく、地方への負担が大きい。

○【支障事例】

適応指導教室で、不登校児童・生徒に細やかな対応をするためには、ある程度の人数の専任指導員が必要不可欠であるが、給与についての、国の財政措置がなく、地方への負担が大きい。

学校職員として位置づけは、望ましい。

○県教育委員会が所管している不登校児童生徒を対象とした施設があり、市町が設置する適応指導教室と連携し、中核としての役割を担っていることから、県の関連施設への定数配置も視野に入れてほしい。

○【具体的な支障事例】

指導員6人を非常勤嘱託職員として配置している。給与については、市が負担しているため、指導員の資質や意欲に見合ったものではない。

【地域の実情を踏まえた必要性】

有能な指導員を確保し続けるためには、国の財政措置により対応していくことが必要である。

○適応指導教室は不登校児童の支援において大きな効果がある。その専任教員を定数配置化することにより、より適切な適応指導教室の設置と機能の充実に繋がると考える。

○適応指導教室「しなやかスクール」を開設し、課題を抱え不登校傾向にある児童生徒へのきめ細かな対応を進めている。しかし、不登校傾向の児童生徒は増加傾向にあり、この状況は今後加速していくことが予想される。単市で、児童員の配置は行っているが、定数配置と成ると、対応が更に充実し、よりきめ細かな対応が可能になると考える。

○不登校支援のための適応指導教室は、児童生徒の学校復帰、学習保障をするためには欠かせないものとなっている。市の独自財源のみでは、複雑化・多様化する児童生徒の行動に対応できず、手厚い支援を要す家庭へは福祉関係の職員・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの専門職の配置と併せて明確な位置づけを行っていただきたい。

○各教室専任教員1名、補助指導員1名、心理指導員1名で運営しているが、財政的な負担は大きいことから、適正な財政措置を講じられる必要がある。一方で、適応指導教室は自治体により開級日数や活動内容等、実情に合わせた運営をしていることから、諸条件の整備や議論が必要。

○【具体的な支障事例】

不登校児童・生徒が学校生活を再開するためには、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、相談や適応指導を行う指導員を教育支援センター(適応指導教室)に配置する必要があるが、当該専任教員の給与については、国の財政措置はなく、地方への負担が大きい。

【地域の実情を踏まえた必要性】

不登校児童・生徒への取組の充実が求められている中で、今後ますます専任教員の配置の必要性が高まると考えられることから、標準法に位置づけ、配置の適正化を図り、児童・生徒へのよりきめ細かい対応を行う必要がある。

○指導員の配置については、現状で対応可能と考えるが、市の負担が大きいことは事実である。

不登校児童生徒の状況は、多様化しており、専任教員の配置により、一層きめ細かい対応が必要であると考える。

○通級生の学校復帰を進める上で在籍校との連携を十分図る必要があるが、現状の職員数では難しい面もある。

○現在、不登校児童・生徒が学校生活を再開するために、専門的な知識・経験を持ち、児童・生徒の在籍校と連携を図りながら、相談や適応指導を行う指導員を適応指導教室に配置しているが、当該指導員の給与については、全額市費のため、財政負担が大きい。

○不登校児童生徒数は増加傾向にあり、教育支援センターを統括する専任教員の配置の重要性が高

まっていることから、標準法に位置づけ、配置の適正化を図り、児童生徒へのよりきめ細かい対応を行う必要がある。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。

各府省からの第2次回答

平成27年1月に立ち上げた「不登校に関する調査研究協力者会議」より、8月に中間報告が提出された。この中で、「不登校児童生徒個々に応じた支援や学習機会を確保する体制整備が必要であることから、教育支援センターにおいては、アウトリーチ型支援などの機能強化や、未設置の地域における設置促進が必要であり、国においては、教育支援センターの機能強化等に掛かる調査研究の実施や、スクールカウンセラー配置に関する自治体への財政支援が望まれる。」とされているところ。

この提言を受け、平成28年度概算要求においては、教育支援センターの機能強化のための調査研究や教育支援センターのスクールカウンセラー配置の財政支援について所要の経費を計上しているところ。

なお、本提案の実現のためには、この職を一定の職種として学校教育法において規定し、さらに義務標準法においてこの職を定数の対象とするとともに、義務教育費国庫負担法に基づく予算措置を行う必要があり、恒久的な財源の確保が必要となる。また、現在、義務標準法で定数算定の対象となっている各職種の教職員も様々な課題を抱えており、まずは現在の義務標準法の定数算定の対象となっている各職種の定数措置が必要であると考えている。したがって、本提案をただちに実現することは困難である。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

一

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	309	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	学校医等について、個人に限らず医療機関等への委託等を可能とする規制緩和				
提案団体	宮城県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師について、個人への委嘱に限らず、医療機関等に学校医等の派遣について委託等ができるよう学校保健安全法第23条の改正を求めるもの。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

宮城県では、基本的には医師会を通じて開業医に学校医等をお願いしているが、医師会から総合病院等の医師の紹介があった場合には医療機関との調整のうえ勤務医個人への委嘱をお願いしている。しかし、病院によっては、病院内の規則等により病院管理者との委託契約を求められる場合があり、法律等の説明を行ったが、個人への委嘱に同意が得られず、学校医等の委嘱に支障が生じている。なお、病院への委任払いも検討したが、学校医等は地方公務員の特別職として扱われるため、労働基準法第24条の賃金の直接払いの原則により、個人への支払いに限定されている。

【制度改正の必要性】

総合病院等の勤務医へ学校医等の任命を行うことによって、地域差による学校医等の任命に係る事務負担が減少するとともに、切れ目のない学校医等の勤務による学校の安全・安心を実現することができる。

根拠法令等

学校保健安全法第23条
労働基準法第24条

各府省からの第1次回答

学校医は学校保健安全法施行規則第22条に規定されている通り、学校保健計画・学校安全計画の立案に参与すること、学校における児童生徒等の健康相談に従事すること、感染症の予防に関し必要な指導及び助言を行うことなどが職務であり、その職務の遂行にあたっては学校、教職員、児童生徒等と極めて密接な関係性を築き、学校及び地域の実情に合わせた対応が必要である。そのため、学校医の職務の性質から、原則として個人への委嘱を通じて学校の設置者が学校医を選任することを前提とするものの、学校医の確保が困難な場合において、医療機関等への委託を通じて派遣された医師により学校保健に係る事務に従事させることは制度上可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答の「現行制度で委託可能な学校保健に係る事務」とは、「健康診断等一部の学校保健事務」であると理解しているが、今回の提案の趣旨は、必置とされる学校医の確保が個人への委嘱(学校保健安全法第23条による)では困難な場合、学校医自体の派遣を医療機関等への委託により可能にしていただきたいというものであり、認識が異なつていれば、改めてご検討をお願いしたい。また、その結果、学校医自体の委託が不可能なのであれば、個人にしか委嘱できない理由をお示しいただくとともに、過疎地域等での開業医不足を踏まえ、柔軟な対応の可能性についても検討をお願いしたい。

さらに、仮に学校医の委託が制度上可能であれば、根拠等を含め通知により周知願いたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

真室川町、長野県、大町市、豊田市、八幡浜市、福岡市、大阪狭山市

○具体的な支障事例】法23条により学校医・学校歯科医・学校薬剤師は学校の非常勤職員の位置づけとなっており、月額報酬を支払っている。しかし、医師・歯科医師・薬剤師としての勤務があるため、学校での勤務は年間で1～数日の勤務である。年間数日の勤務実態に対し、月額報酬を支払っている実態がある。

○選択肢が広がることで、学校医等の確保が容易となる。

○【支障事例】

①宮城県同様、医師会を通じて委嘱した学校医が開業医ではなく総合病院勤務医の場合、医療機関側から、学校医個人ではなく医療機関へ報酬を支払うよう要望されたことがある(当該医療機関には、法解釈について医師会を通じて説明いただき、承諾された)。

②児童生徒の定期健康診断における眼科検診、耳鼻咽喉科検診は、それぞれ学校眼科医、学校耳鼻咽喉科医の職務として実施いただいているが、学校眼科医、学校耳鼻咽喉科医の人員不足により、法に規定された期間内に全ての児童生徒の検診が行われない弊害が生じている。

【制度改正の必要性】

法改正により、学校医等を総合病院等の医療機関から派遣していただく委託形態が実現できれば、上記②で挙げた支障は解消される可能性が高い。

○委嘱の方法として委託契約を求められることはほぼないが、学校医から報酬の支払方法に関する要望が寄せられることが多い。具体的には、報酬の振込を個人名義の口座ではなく病院等の口座へ行ってほしいとの要望が毎年寄せられている。現状では個人名義の口座にしかできないと説明を行っているが、場合によってはこのことを理由に学校医を辞めたいとの申出につながることもあり支障を感じる。

学校医等について、個人に限らず医療機関等への委託等が可能になれば、病院等の口座への振込也可能となり学校医の要望に応えることができる。

○総合病院の勤務医に委嘱している。今後このような事例が起りうると想定される。

○医師会を通じて開業医に依頼しているが、人数に限りがあり、複数校を掛け持ちしていただいている。また、検査日の日程調整も難しい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の個人への委嘱の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止し、医療機関等に委託することを許容するべきである。

なお、所管(府)省からの回答が「現行規定(制度)により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

【全国市長会】

所管省からの回答が現行規定により対応可能となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

そもそも地域に医師がないなど、個人への委嘱を通じて学校医を置くことが難しい場合に、学校医の代替手段として病院への委託を通じて医師を派遣し、学校医と同様の職務を行うことは可能である。

なお、本回答については、通知等の手段を通じて各教育委員会に情報提供してまいりたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(5)学校保健安全法(昭33法56)

学校医の委嘱(23条)については、地域に医師がないなど、個人への委嘱を通じて学校医を置くことが難しい場合は、学校医の代替として、医療機関への委託を通じて医師の派遣を受け、学校医と同様の職務を行わせることが可能であることを、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	319	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	JETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件の撤廃				
提案団体	福井県				
制度の所管・関係府省	総務省、外務省、文部科学省				

求める措置の具体的内容

(財)自治体国際化協会が実施するJETプログラムの特に優れていると認められたALTの任用期間の要件を撤廃すること

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、ALTの任用期間は、JETプログラム任用団体マニュアルにより、特に優れている者でも最長5年と定められている。特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべき。

【支障事例】

ALTは大学卒業後すぐに任務に就くため、授業の補助が確実にできるようになるまでに時間を要する。また、来日間もないALTのほとんどが日本語のコミュニケーションに問題があり、小学校には必ずしも英語専科教員が配置されいないことから、校内の業務に支障をきたしている。

国では、JETプログラムのALTを全国で大幅に増員する方針を示しているが、現在本県で雇用している来日間もない一部のALTにおいても「指導力に問題があり、授業で十分活用できない」等の現場の声もあるため、ALT増員による質の低下が懸念される。

【地域の実情を踏まえた必要性】

学校現場からは、5年間終了後も任用の延長を望む声が出ているほか、ALT自身からも、任用の継続を望む者が多く、昨年度、任期5年間を終了した本県ALT5名のうち4名は継続を望んでいた。

【制度改正による効果】

任用を延長したALTについては、長期間滞在中に学んだ日本の文化や習慣を授業などに活かし、本県の子どもたちの英語能力を考慮して、より適切な指導が期待できる。

また、英語専科教員の配置が十分ではない小学校での活用も期待できる。

【想定される懸念の解消策】

任用期間を延長できるALTは、指導技術のほか、人格も素晴らしいと認められる者に限られるため、人材固定化による弊害は極小と考えられる。

任用期限の延長が認められた場合も、必ずしも最長期間の任用する必要はないため、明らかな弊害が認められる場合は、再任用を認めないことにより対応できる。

根拠法令等

JETプログラム任用団体マニュアル 募集要項

各府省からの第1次回答

JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。

JETプログラムでは、日本のこと直接知つてもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直してきました。

今後、JET-ALTの活用状況調査を実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

小学校における英語の教科化、中学校や高等学校における言語活動の高度化等の英語教育改革の現状等を踏まえ、予定されているALTの活動状況調査を早期に実施し、更なる任用期間の延長に向けた積極的な検討を行い、必要な措置を講じていただきたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

甲府市、大町市、岐阜県、奥出雲町、八幡浜市、熊本市

- 現在、独自の要綱において、外国人英語指導講師を任用しているが、任用期間の要件等により、優秀な人材の喪失、人材不足が課題となっている。
今後、小学校の英語の教科化も見込まれることを勘案すると、JETプログラムのALTの活用も想定されることから、任用期間の要件の撤廃を望む。
- 現在、JETプログラムで雇用しているALTが市内小中学校に二人おり、学校からは特に優れている者は5年を超えて雇用したいとの要望がある。
- 昨年5年間勤務したALTが交替した。彼は日本をとても気に入り、ALT退任後も日本にとどまり仕事をしている。
日本語もとても堪能となり、地域の文化や習慣、特色もよく理解し、児童生徒とのコミュニケーションもよく、効果的な授業や英語活動が行われていたので残念であった。
特に優れたALTについては、任用期間の要件を撤廃すべきと考えます。
- ALTのうち、任用期間要件の上限である5年間を満了する者はほとんどないが、ALTの中には、学校や地域と深く結びついたり、授業だけでなく生徒にも積極的に関わったりするALTや、任用期間終了後も日本に生活の基盤を持ちたいと希望するALTもいる。期間要件が撤廃されれば、長期間の任用を希望するALTが現れる可能性もあり、本市で継続して任用することができれば、子どもたちだけでなく、学校や地域にとっても有益であると考えられる。
- 今年度最長任期の5年を迎えるALTがいたが、同様の質の確保が難しいと考え、業者委託に切り替えることとしたため、現在、JET-ALTはない。
- ALT5名のうち、2名が5年目(最終年度)を向かえますが、教員の授業にかんする要望にもよく応え、信頼関係も構築でき、是非残って欲しい人材であります。
- 特に優れていると認められたALTについては、自治体の判断で5年を超えて再任用できるよう、期間の要件を撤廃すべきであると考えます。
- 5年の任期を満了した優秀なALTを活用するために、平成25年度から市独自で直接雇用する方法を導入したところである。しかし、市の独自採用に対する国の財政支援はJETプログラムに比べ少ないことから、給与を低く設定するなど、JETプログラムのALTの勤務条件を維持できない状況で運営しており、勤務条件に大きな差が出ている。そのため、継続雇用を希望するALTも、実際には他の民間等を希望したり、直接雇用したものとの短期間で離職する事例が発生し、ALTの確保に苦慮している状況である。
- 英語によるコミュニケーションを図り、お互いが関係性を築いていくことは国際理解教育の視点からも必要だと考えるが、小学校で、ALTと担任が授業の打ち合わせをする場合においては、英語だけで

は困難な状況である。学校現場の声としては、日本語で意思疎通ができるALTが望まれている。ALTを任用する場合、生活サポート体制の構築があげられる。日本語でコミュニケーションを上手く図れないことから、病院、不動産、各公共機関等とのやりとりにおいて通訳の必要性が生じている。小中連携を考えた場合、小学校で慣れ親しんだALTが中学校でも授業に携わることは、小中の円滑な接続に大いにつながる。そのためには、可能な限り長く、同じ中学校区に配置することが望ましい。

○JETプログラム参加者のALTの相談業務等を担うPA(Prefectural Advisor)には、ALTとしての経験を積んだ者からPAとして配置しており、ALTの任用期間が5年であるため、PAの立場になつても数年で任期満了となり帰国してしまう。

このため、自治体として蓄積・継承すべきPAとしてのALTへの指導力が5年でリセットされてしまうことが問題である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。

各府省からの第2次回答

JETプログラム参加者がプログラム終了後に任用されていた地域に自発的に留まる場合、プログラム参加当時の任用団体が自らの財政負担により当該終了者を任用することは可能です。

JETプログラムでは、日本のことを直接知ってもらう人材を増やす交流プログラムである趣旨から任用期間に上限を設けていますが、小学校英語の充実等のための地方自治体の要望を踏まえ、通常3年、勤務実績、経験・能力が特に優れた者については5年まで更新できるよう見直してきました。

JET-ALTの活用状況調査を今年度実施し、当該調査の結果を踏まえ、小学校英語の早期化や地域の国際化に対する対応について、任用期間の延長も含めて検討を行い、必要な措置を講じて参りたいと考えています。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(8)語学指導等を行う外国青年招致事業(総務省及び外務省と共管)

語学指導等を行う外国青年招致事業における外国語指導助手(JET-ALT)の任用期間については、JET-ALTの活用状況調査の結果を踏まえ、小学校の英語教育の早期化や地域の国際化への対応の中で、延長も含めて検討し、平成28年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。